

平成27年6月定例会  
文教福祉常任委員会会議録

招 集 月 日	平成27年6月12日(金)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 議 日 時	平成27年6月12日(金) 午前 9時06分
閉 会 日 時	平成27年6月12日(金) 午後 2時44分
委 員 長	野本 恵司
委員会出席議員	
委 員 長	野本 恵司
副 委 員 長	矢島 洋文
委 員	加藤 久子      竹田 悦子      田中 克美 潮田 幸子      芝寄 和好
欠 席 委 員	な し
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	1人

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 5 0 号	鴻巣市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第 5 1 号	鴻巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第 5 2 号	鴻巣市特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 5 3 号	鴻巣市介護保険条例の一部を改正する条例	原案可決
第 5 4 号	鴻巣市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第 5 5 号	鴻巣市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第 6 0 号	平成 2 7 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 1 号）	原案可決
第 6 1 号	平成 2 7 年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決

委員会執行部出席者

(福祉こども部)

福祉こども部長	瀬山 久江
福祉こども部副部長	吉田 隆一
福祉課長	春山 一雄
こども未来課長	山崎 勝利
保育課長	永野 和美

(健康づくり部)

健康づくり部長	福田 芳智
健康づくり部副部長兼健康づくり課長	
	小沢 信吉
健康づくり部参事兼スポーツ健康課長	
	森田 政男
健康づくり課副参事	齊藤 隆志
国民年金課長	瀬山 慎二
長寿いきがい課長	高木 啓一

(教育総務部)

教育総務部長	田中 潔
教育総務部副部長	加藤 薫
教育総務課長	村田 弘一
生涯学習課長	細野 兼弘
生涯学習課副参事	山崎 武

(学校教育部)

学校教育部長	牧田 卓司
学校教育部副部長兼学務課長	
	服部 幸司
学務課副参事	大島 進
学校支援課長	橋本 浩
教育支援センター所長	松本笑美子

吹上支所副支所長	杉山 彰男
川里支所副支所長	馬橋 陽一

書記 篠原 亮  
藤平 美由紀

(開会 午前9時06分)

(委員長) ただいまから文教福祉常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。

加藤久子委員と竹田悦子委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第50号 鴻巣市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例、議案第51号 鴻巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第52号 鴻巣市特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例、議案第53号 鴻巣市介護保険条例の一部を改正する条例、議案第54号 鴻巣市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第55号 鴻巣市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第60号 平成27年度鴻巣市一般会計補正予算(第1号)のうち本委員会に付託された部分、議案第61号 平成27年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第1号)の議案8件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、福祉こども部に係る議案第50号から議案第52号までについて、関連があるため、一括して審査を行います。

次に、健康づくり部に係る議案第53号について審査を行います。

次に、議案第54号及び議案第55号について、関連があるため、一括して審査を行います。

次に、議案第60号の一般会計補正予算について審査を行います。

次に、保健医療部に係る議案第61号について審査を行います。

審査は、全て執行部の説明の後、質疑、討論、採決の順序で進めたいと思います。この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 0 9 分)



(開議 午前 9 時 1 2 分)

(委員長) では、休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、議案第50号から議案第52号までの3件について執行部の説明を求めます。

(保育課長) それでは、議案第50号から議案第52号までをご説明いたします。

初めに、議案第50号 鴻巣市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。この条例は、公立保育所について開所時間、保育標準時間及び保育短時間に関する規定を条例中に新たに加え、保育所の管理及び時間外保育に関し、必要な事項は規則で定めるとするものでございます。

条例の内容についてご説明いたします。第6条第1項で開所時間を午前7時から午後7時までとし、第2項で保育標準時間を午前7時30分から午後6時30分まで、保育短時間を午前8時30分から午後4時30分までとするものです。また、時間外保育につきましては、鴻巣市特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担に関する条例で時間外保育料の納付について規定しておりますので、第7条で手続等に関する規定を規則で定めることとしたものでございます。

次に、議案第51号 鴻巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。この条例は、平成27年4月1日に児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことを受け、乳児4人以上を入所させる地域型保育事業の事業所に係る保育士の数の算定について、保育士または看護師に加え、国の基準と同様に准看護師も1事業所につき1人に限って保育士と

みなすことができるように改めるものでございます。第30条第3項で小規模保育A型、第32条第3項で小規模保育B型、第45条第3項で事業所内保育事業、定員20人以上、第48条第3項で事業所内保育事業、定員19人以下の事業所についてそれぞれ改めるものでございます。

次に、議案第52号 鴻巣市特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。この条例は、保育時間の初めと終わりの時刻について、市が認定した保育必要量に応じ、保育所を利用する保護者の労働時間、その他家庭の状況等を考慮して公立、私立の保育所がそれぞれ定めることができるよう、保育標準時間及び保育短時間の定義を改めるものでございます。子ども・子育て支援法の施行日前における保育時間は、公立、私立ともに同様な考え方で対応を図っておりましたが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第34条に基づき、保育時間をそれぞれ施設の長が定められることから、時間の表記から保育時間の定義に改めるものでございます。

以上です。

（委員長）以上で説明が終わりました。

質疑に関しましては、開会前に調整をさせていただきましたが、今回に限り、委員会の運営の効率と、あと全委員の質問機会を確保するためにおおむね20分程度ずつしていただき、全体の時間のバランスを考えながら再度質問をする機会を持つことができるとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

再度質問の時間につきましては、それも時間の経過を見ながらですけれども、約10分ぐらいを目安と考えていただければと思います。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（田中）まず、それでは50条からお願いをいたします。

一応保育時間の開所時間午前7時から午後7時ということですが、私がちょっと聞いてみたいのは早い時間と遅い時間の料金の関係を聞きたいのですけれども、当然早い時間、それよりも遅い時間は別の、要するに通っている子の親の収入に応じた額以外にまた払うと思うので

すけれども、その基準についてお伺いします。

（保育課長）お答えいたします。

まず、保育時間ですが、公立も私立も午前7時から午後7時まで現在開所しております。4月1日からの子ども・子育ての新制度におきまして保育標準時間と保育短時間という2種類の認定時間ができまして、公立保育所におきましては標準時間のほうが午前7時半から午後6時半までですので、朝の7時から7時半までと夕方の6時半から7時までの各30分間ずつに、月額使用料ですとそれぞれ30分で1,800円いただくということになります。そのほか、特別な事情がありまして一時的に使うという場合の方もいらっしゃると思います。その場合には、10分50円ということになっております。こちらにつきましては、3月の議会で利用者負担のほうの条例のほうで定めさせていただきました。保育短時間の方につきましては、利用時間が朝の8時半から夕方の4時半までになっておりまして、そこを超えた部分につきましては一時的な利用のみを考えておりますが、10分50円ということになって考えております。

以上です。

（田中）どちらも超えた部分に関しての10分50円というのが統一された規格ですけれども、30分800円でしたっけ、もう一個の。朝30分800円。

（900円の声あり）

（田中）1,800円。1,800円ね。何となく金額が高いような気がするのですけれども、適用件数というのは割と多いですか。4月から現在までに。

（保育課長）時間外保育料につきましては、周知期間を設けまして、スタートするのは7月1日からとなっておりますので、まだ現在は利用者というのはございません。

（田中）今のこの料金体系これからということなのですけれども、予約とか当然しないといけないということだと思っておりますけれども、その辺の状況はどうなっているのでしょうか。

（保育課長）7月から利用する人につきましては、本日各保育所を通じて申請書とご案内のほうを差し上げることになっております。申請を受

けて、7月1日スタートということになります。

以上です。

（田中）約1カ月ぐらい前から予約の申請を受けるということで、確認なのですが、よろしいわけですね。

（保育課長）はい、そのとおりです。

（田中）それでは次に、議案第51号に関しましてお聞きいたしますが、鴻巣市では説明の中では准看護師が該当するところはないということだったのですけれども、この近隣ではどこかそのような該当するところがあるのか、そしてまたそれがどのように行政に影響してくるのかということについてお聞きいたします。

（保育課長）こちらの家庭的保育事業は、新制度に移った家庭保育室のみが対象となっている条例になっているわけなので、鴻巣市内ではまだ移行している家庭保育室がないので、ちょっと該当しているところはないのですが、近隣におきましてもまだ移行しているところは少ない状況です。今のところまだきちんとした調査はしておりませんが、准看護師を該当させたという事例があるかどうかについてはまだ調べていない状況です。申しわけありません。

（田中）一応新制度に当たって現時点ではないと、近隣でもまだないと、まだどういう状況かということとはわからないということですが、当然その件に関しまして今後他市、その他等の状況を見きわめていくと思うのですが、その辺についてできたら1年間の統計なりをとって、今後の家庭的保育事業に関しての少しでも役立つように周りの状況等も検討していただきたいというふうに考えております。

以上です。

（潮田）議案第50号のところでは。

この改正による利用者のメリットが何になるのか。あと、保育士等の職員の影響はどのようなものがあるのか。あと、標準時間、保育短時間のそれぞれの該当者数をお願いします。

（保育課長）こちらで保育短時間の時間をこの7時半から6時30分と8時半から4時30分までと定めることのメリットについてでございます



が、まず利用者の多い時間帯というものを定めたということでメリットがあるのではないかと考えております。

職員への影響ということは特にはございません。今までと時間帯、12時間、7時から7時まで開所しているということ自体変わっておりませんので、特に影響はございません。

標準時間と短時間の人数、割合……標準時間が8割、短時間が2割となっております。

（潮田）済みません、おおよその人数とかというのは出ないですか。

（保育課長）平成27年4月1日現在の入所人数が1,485人です。そのうちの8割、1,188人が標準時間ということになります。

（潮田）この条文の中で、市長が特別な事情があると認めるときはこれを変更することができるというふうになっておりますけれども、ここ数年間こういった市長が特別な事情があるというふうに認めたような事例というのはどういったものがあつたのでしょうか。

（保育課長）開所時間が午前7時から午後7時までということで定めておりますけれども、現在利用者の状況を見まして土曜日につきましては短い時間で開所しているということになっておりますので、そこが特別な事情といいますか、利用状況を見て時間が変更になっております。

（潮田）そういたしますと、今の説明によると個別な事情とかいうのではなくてということによろしいのでしょうか。虐待があつたりとか、保護をしなければいけないとかという理由で時間が変わるとかといったような事例はないということによろしいのでしょうか。

（保育課長）それは、入所の際に保育標準時間にするか、短時間にするかというときに見ております。そういうDVですとかあつた場合につきましては、標準時間で見るというように鴻巣ではしております。

（潮田）そういたしますと、51号のほうは先ほど聞かれましたので、いいです。

52号のほうで伺います。52号、条文の内容のほうでは了解をしたのですが、ちょっと関連質問で、今回繰越明許で保育ステーション事業というのが入っておりまして、これが1,789万1,000円上がっておりますけれど

も、今後この保育時間との関係が出てくるというふうに思うのですけれども、保育ステーションとの関係、また保育ステーション事業の内容、これ今年度でやる事業になるかと思えますけれども、その事業内容等を説明いただきたいと思います。

(保育課長) 保育ステーション事業につきましては、待機児童が多くいる場合に保育所ごとに入所状況というのは異なっているわけなのですが、あきがある保育所に子どもさんを預けられるようにということで、保護者の方が預けやすい保育所にお子さんを連れていけば、そのあきのある保育所のほうに送っていくというようなことで、よく駅前にステーションを1カ所設けて、そこからというような事例が他市町村ではあるのですけれども、今現在鴻巣市で考えておりますのは拠点となる保育所に預けていただければそこからあきのある保育所のほうにお子さんを連れていくというようなステーション事業というふうに考えております。そのためには、車の購入ですとか、そういうことが必要になるかと思えますが、そちらについても今検討中でして、待機の状況が、この4月1日現在では待機ゼロというような状況でございましたので、すぐにはスタートということではなく、よく考えて皆さんにより使いやすい方法ですとか、それから民間さんの活力導入ができるのかどうかですとか、さまざまな方向から検討して、それからスタートしたいと考えております。

(潮田) そうすると、この保育ステーションこれからだということですが、保育ステーションができるようになるとこの標準時間の中でやるということ。移動というのは、ここでいう延長の時間の10分、幾らでしたっけ。

(1日1,800円の声あり)

(潮田) 10分50円とかというほうにどんどん加算されていったりするものなのでしょうか。

(保育課長) その運用の仕方についてもまだ検討中でございます。預けるという事情が特別な事情ですので、その方について同じように時間外を適用するか、しないかということも今後の検討になっております。

(潮田) おおむねこれはいつぐらいから保育ステーションについてはスタートする計画でやっていたらっしゃるのでしょうか。

(福祉こども部長) 今回保育ステーションの関係でご質問をいただきました。

これ実はまち・ひと・しごとの創生総合戦略の中の予算として組ませていただいた上で、その段階でもしかすると4月に待機が出るのではないかという不安感もあったものですから、例を言いますと駅に近い保育所、鴻巣保育所ですとか富士見あたりですかね、あと吹上でいうと吹上富士見、そういったところにひとまずはお母さんが7時なり7時半までに送り込んでいただいて、その後あきのあるところに車を使って移動してもらおうという考え方で実はこの事業は仕立てております。先ほど保育課長が申しあげましたように、この4月に実は待機が現在いません。その中で、この事業をどう展開していくかというのはまだ実は不透明でございまして、具体的に今後事業の実施に向けて担当課で各保育所の調整をしながら、あとは逆に来年の4月に向けて待機が出るかどうかも含めて、その年齢層がどういう年齢層になるのかも含めて検討した上で調整をしていこうということになっておりますので、予算どりをしたときにはあくまでも保育所に一旦お預けいただいたお子さんを違う保育所に移動していただくという考え方で、職員を雇って運転手さんと車に同乗する保育士さんを雇って移動しようという構想です。ただ、これが実際にどうなるかというのは、これからの検討とさせていただきたいと思っております。

(潮田) 了解いたしました。

もう一点、いわゆるこれもちょっと関連になるのですが、今回の52号のところは認定こども園とかもこの中に入るものだと思うのですが、認定こども園の場合の保育時間、今回ここにはそういった保育時間とかは書いていませんけれども、認定こども園とかの時間というのはどういうふうになっているのでしょうか。

(保育課長) 民間の時間につきましては、各園で園長さんが定められるということになっておりますので、市のほうの定めというものはございませんが、開所時間が7時から7時までというのは同じ状況です。それ

から、保育短時間も同じ状況です。保育標準時間につきましては、民間さんでは朝7時から夕方の6時までというふうに設定をされているところがそれぞれの判断でされているというふうに把握しております。

（潮田）開所時間はそうだと思うのですけれども、認定こども園の場合、今まで幼稚園として預けていたところのお子さん、今認定こども園さんエンゼルさんだけかと思うのですけれども、幼稚園として預けていたところの時間というのは何時から何時までというふうになっているのでしょうか。

（保育課長）幼稚園につきましては、おおむね4時間ということで、それも各園に任されております。特にエンゼルさんが幼稚園から新しい制度の認定こども園になって教育時間認定のお子さんの時間帯を変えたというふうには伺っておりませんので、同じようにやっていると思います。

（潮田）最後に1点。

その認定こども園は今エンゼルさんだけ。だけれども、国としては全体に認定こども園を進めていくという考えだと思うのですけれども、鴻巣市の認定こども園の今後の状況、今見えている部分を教えていただけますか。

（保育課長）平成28年の4月1日開所に向けまして、2園が準備を今進めている状況です。

（潮田）その今2園が準備を進めているというのは、これは幼稚園系からですか、保育園系からでしょうか。

（保育課長）幼稚園からです。

（潮田）わかりました。

以上です。

（芝寄）50号のほうで、先ほど潮田委員が市長から特別な事情があると認めるときってご質問いただいたのですけれども、これは利用者のほうから特別認めてもらいたいということが起こった場合にどのような手続、どのような相談、どのような感じでそれを求めていければよろしいのでしょうか。

（保育課長）就労状況等を書類でいただいております。それを把握しな

がら、土曜日の場合、ご両親のどちらかがお休みである場合はその方が見られるというふうに見ておりますので、両親ともに今開所している時間では見られないというご相談がありましたら、言っていただければこちらで対応を考えたいと思います。

（芝罘）では、その都度相談するときには、保育所のほうにまず相談するという形でもよろしいのでしょうか。

（保育課長）保育課のほうにご相談いただければと思います。

（芝罘）51号のほうに移らさせていただきます。

看護師または准看護師と改めるとなっておりますが、基本的に保育士でやるべきことを看護師でもよいということになっていたものをまずなぜ准看まで下げて行うようにするのでしょうか。

（保育課長）各保育所におきまして、必ず1人は保育士の配置があるようになります。保育士さんの指導のもとに保健師さんや看護師さんや准看護師さんが保育に当たるというようなことになっておりまして、それぞれ保健師さん、看護師さん、准看護師さん、資格を取る段階で保育所の1週間の研修等も受けるというプログラムもありますので、そういった中で保育士の指導を受けながら保育をしていただくということになります。

（芝罘）ありがとうございます。准看護師までということで、現場サイドちょっといろいろ聞いてみたのですけれども、保育所のことをやって、所長のほうですね、何名か聞いて、このことで意見を聞きましたら、准看護師、全体的な質を下げるのではないか、そういう方向に行くのではないか、もし事故等があった場合にどのような形でどういうふうにそれを補償するというか、事故等の心配は随分大きくなるのではないかと、それを随分心配していたのですけれども、その辺の説明をお願いいたします。

（福祉子ども部長）では、先ほどのご質問のほうお答えをいたします。まず、今回の准看護師の改正がなぜ行われたという根本からお話をさせていただきます。今回条例改正の理由として、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令と家庭的保育事業等、今回の関係ですね、等の設備

及び運営に関する基準の一部を改正する省令が実は改正されたことによって、法的にこれを直したことによって今回鴻巣市の基準のほうも改めるということになったということがまず1つです。その要因はなぜかと申しますと、実は平成26年の地方からの提案等に対する対応方針というのがありまして、実は26年に地方の、ですから自治体からそういった要望が国に出たと。その結果を対応する方針を閣議決定した上で、ここの部分の省令を直しますというふうに決定されたことによるものです。ですから、現場から出てきた声に対して国が動いて改正をしたという状況がございます。このことから、基本的にはその前段になるものがあるのですけれども、実は乳児の保育については以前は6対1という基準で、今の3対1より緩やかな部分、6人に1人でいいですよという部分があったのですが、その改正の折に6対1から3対1に、基本的には6人から3人に1人というふうに変えたときに、努力義務で6対1のときに実は看護師さんの配置が努力義務でついていたのです。ですから、施設によっては看護師さんをつけていたというところがあったのだと思います。そこから3対1に基準を強めたといえますか、お子さんを預かるのに3人に1人ということで改めたときに、実は当分の間先ほどの4人以上を預かる施設であれば保健師さんまたは看護師さんを保育士さん1人相当とみなしますよということに実はなりました。今回子ども・子育て支援法ができ上がりました、先ほど地域型の保育というものができたわけですが、その中でもこういった要望が出た中で、最終的には改正がされて今回准看護師を含むというふうになってきたわけです。芝罘委員さんのおっしゃるとおり、保健師、看護師、准看護師にはそれぞれの役割はあるかとは思いますが、今回の改正に伴いまして准看護師の方に対しては研修等の受講奨励をしながら、安全、安心に子どもが預かれるようにしてくださいということの申し添えもありますので、基準として改めさせていただいた以上は、もし地域型の保育事業としてこういった配置基準の施設が来た、施設が鴻巣市に指定をしてくださいというふうにお話あった場合には、これは断るわけにはいかないものなのです。ですから、断れない以上は指定をして事業を実施していただくこととなります

が、その後の指導、確認作業については市の責務になってまいりますので、安心、安全にお子さんをお預かりいただけるように鴻巣市は事業所の内容を確認したり、その方たちの活動ですか、そういったものを確認しながら運営をしていただくという形になってまいります。

以上です。

（芝罘）ありがとうございます。今の内容はA型とB型に値するのだと思うのですが、これも国に沿ってだと思えるのですが、将来C型にもこれは関連してくるものなのではないでしょうか。

（保育課長）家庭的保育事業につきましては、それぞれ基準というのが定められておりまして、小規模保育C型というのが定員6人から10人ということなのですが、そちらでは保育従事者は家庭的保育者と家庭的保育補助者でよいということになっておりまして、保育士という基準にはなっておりませんので、こちらには適用されないということになります。以上です。

（芝罘）ありがとうございました。

以上です。

（加藤）では、何点か質問させていただきます。

まず、先ほどの、もういろいろと質問が出ていますので、その質問に沿ってなのだと思いますが、時間外保育はまだこれからというふうなことで、その中で今までの状況からいくと大体8割が標準型で、その時間外をというふうなのは2割だというふうなお話がありましたよね。2割の方たちの中で時間外を使うわけですから、そうすると1カ月1,800円。その10分で50円というのは、時間外というふうなことではないと思います。大体定期的にお願いするというのが時間外になろうかと思うのですが、その時間外を今まで、既に預けている方はもうそのとおりました預けるようになると思いますし、今年度初めてお預けになって時間外もというふうな方もいらっしゃると思うのですが、その中で保育料というのが収入に応じての保育料になっているわけですね、時間内の。標準型の保育料というのは人によってみんな違うわけですが、その中で時間外を今まで利用されていた方で、保育料の実態を聞きたいのですが、本当

に少額の収入の中で時間外を、今年度の場合は実際わからないわけですが、けれども、今までの実態としてどのくらいの、ランクがあると思うのですけれども、高額の収入のある方はまだそれでも1,800円というふうなことで、それは朝と夕方ですと3,600円になるわけですよ。月、1カ月ね。ですから、やっぱりぎりぎりの収入で保育料が決められて、低所得の方で月3,600円ふえるというふうなことはかなり負担がふえると思うのですけれども、どのくらいの時間外を利用されている方がそれほどの所得が少ないのに利用されているという方の実態がわかれば教えてほしいのですけれども。

（保育課長）時間外の保育料につきましては、階層的に生活保護の階層と非課税の方からはいただかないというふうになっております。

（福祉こども部長）それから、標準時間と保育短時間の関係ですが、朝8時半から4時半の方は保育短時間です。ただ、恒常的にお仕事が常に6時までかかる、変な話10時から6時までかかる方がもしもいらっしまった場合は、4時半から6時までの時間外を10分50円で払ってしまうと月額のほうがよっぽど安くなってしまいます。極端な言い方をすると、その方がどうしても働き方によっては保育短時間なのだけれども、その時間外のことを考えると保育の標準時間にしてもらったほうがお安くなる場合があると思います。それについては、その方の就労状況に合わせて保育の標準時間に変更し直すというような手続もできるというふうにお伝えをいたします。

それから、実際には時間外保育の申請をまだこれから受ける、田中議員さんのほうから、議長さんからのご質問に対してこれから受けますのでというふうにお話をしましたが、割合だけを簡単に調べますとひまわり保育園と鴻巣保育所で実はどれくらい就労時間から時間外保育を使うのではないかなというところをさらっと、実際に使っている方ではなくて、就労時間から考えると、実際に朝の7時から夜の7時まで預けている方をカウントしたのではなくて、実際に就労時間から必ずこの時間でないと無理かなという方を考えると、ひまわり保育園で大体朝6%ぐらい、夕方が6%ぐらいでした。ですから、朝の7時から7時半までを預ける



かなと思われるような方は6%ぐらい。夕方が7%ぐらい。鴻巣保育所になると、やはり駅に近いので、少しふえるのです。鴻巣保育所がパーセンテージが……こんなになる。こっち。

(何事か声あり)

(福祉子ども部長) そうすると何人。19割る96。鴻巣保育所になると、逆に朝が約2割ぐらい、20%ぐらい。夕方は16%ぐらい。ですから、その保育所によって大きく異なるのです。ですから、実際にその方たちが時間外を使うかどうかはわかりません。その方たちがどういった形にせよ、ほかの方法を考える場合もありますので。ただ、割合からいうと、やっぱり駅に近いところのほうが通勤時間帯も含めてお子さんを長く預けなければならない現状があるようです。

(加藤) 先ほど非課税とか、そういう生活保護の方は、それは保育料のそういうような免除というのわかるのですけれども、それだけでなく、やはり支払いはきちんとしなければいけない対象の方で、それでもなおかつ所得がそれぞれ違うではないですか。そういう人の時間外保育がそこへ3,600円プラスされるわけですから、負担がふえるというふうなことで質問しているのですけれども、そういう生活保護とかの人は除いた中で低所得のそういう人たちがどのくらいいるのかなというふうなことで先ほどお尋ねをしたのですけれども。ちょっとわかりませんかね。細かいところまではわからないと思うのですが、最高に保育料を払う人と最低の払う、その中間から下あたりの方の時間外を利用されている方が大体どのくらいいるのかなというふうに。

(福祉子ども部長) 先ほど申しあげました割合もあくまでも就労時間からの割合を出しているだけです。実際に所得段階に応じて何人ぐらいいるかというような判断は今の現段階ではできません。ですので、先ほど申しあげましたように、申請状況を把握した上でその分布を整理するということはできるかと思いますが、現段階ではお答えできませんので、よろしく願いいたします。

(加藤) 前回この議案が出たときに私は反対をしましたので、やっぱり月3,600円というふうな時間外保育料を取る、それが人件費に使うという

ふうなことでの理由があったかと思うのですが、せっかく子育て環境日本一を掲げているこの鴻巣であって、今までは無料でやっていたのをそのように取るというふうなことは本当に遺憾なことだなというふうに思っているのです。それなりにきちんと正職として働いている、まして公務員の方とかいろんな、そういう方は正職で働いていてそれなりのお給料ももらっているかとは思いますが、本当に時間はかなり働いていてもパート的に働いている方で所得がそれほどなくて、月3,600円を払うというふうなプラスされた払い方をするなんていうことは本当に大変な思いをされてやっているのではないかなと思ったものですから今聞いたのですけれども、わからないということでは、それはそれで仕方ないかなというふうに思いますので、もしいろいろこれからまた受け付けをした段階でわかりましたら後で教えていただければというふうにこれは思います。それでは、次に行きますけれども、先ほどの保育ステーションで、今現在待機者がいないので、スタートはしていないというふうな話があったかと思うのですが、何か以前にやはり同じご家族の方の中で1人の子はこっちの保育所、1人はこっちというふうに預けているというふうな話を、きちんと聞いたわけではないのですが、そういう話を聞いたこともあるのですけれども、今の実態はそういうふうなことは今年度においてははないのでしょうか。そういう1家族の方で2カ所に保育所に預けに行っているという方は。

（保育課長）入所の時点でご希望をとっているわけなのですけれども、例えば2人目の入所させたいお子さんが上の子と同じ保育所ではなければ入れなくてもいいとか、違う保育所でも入りたいとか、そういう事情を伺った上で、ご希望に沿った形で入所のほうをしていただいております。ですので、ご希望で分かれている方いらっしゃると思うのですが、保育ステーション事業が始まりますと1カ所にお母さん預けていただければ、片方の子を違う保育所にということが可能になると思います。

（加藤）では、実際は希望でというふうなことであるということの実態の中で、2カ所の保育所に預けているという方は実際いらっしゃるというふうに理解してよろしいのですか。今そういう話ではなかったのです

か。

（保育課長）今手元に資料がちょっとございませんので、後で調べてお答えしたいと思います。お願いします。

（加藤）待機児童がないというふうなことは公になっていなくて、そういうふうなこともはっきりわかっていないというのはあるかと思うのですが。

保育ステーションなのですけれども、先ほど部長のほうからお話もありましたが、駅に近いところのことというふうな話で、まだ実際に決定はしていないのでしょうけれども、そういう待機者がいて、それをやっ  
ていかなければならないとしたときに、先ほど言ったような保育所2カ所とか、そういう1カ所だけではなくて2カ所とかというふうなことを考えた中で予算とか何かも考えていらっしゃるのでしょうかね。

（福祉子ども部長）私がお答えした内容なので、では私のほうから。ご質問の関係は、保育ステーションとなるような核になる保育所幾つぐらい考えているかということでしょうか。

（加藤）そうですね。

（福祉子ども部長）実際に計画の段階では、お話の中では吹上富士見保育所と鴻巣保育所と線路向こうの富士見ないし馬室（下線P.16「馬室保育所」に発言訂正）、ですから3拠点ぐらいでいいのかなという考え方でした。計画上はです。あくまでも計画です。

以上です。

（加藤）そうしますと、そんなに何十人も出てくるわけではないでしょうから、先ほど車も用意するというふうなことあったわけですがけれども、3カ所をぐるぐるぐるっと回って、その3カ所に預けたお子さんは必ずしもまたその行く先は同じではないわけですよ。行く先はね。その保育所がいろいろあるわけでしょうからね。では、そういう3カ所ぐらいを予定する中で、1つの車で子どもを移動させることを考えているということなのでしょうか。

（福祉子ども部長）では、意見の訂正も含めまして、私のほうから。計画上は、済みませんでした、鴻巣保育所と馬室保育所と吹上富士見保

育所をステーション保育所みたいな形に設置して、そこから車で各保育所にお子さんたちに移動していただくという考え方です。ことしの予算の計画上は、車が2台でしたので、ルートが2つぐらいつくってというふうに計画はしていたということです。

（加藤）もう大分前からステーション保育というふうなことでやっているところもあって、本当に駅に必ず電車に乗っていくお母さんたちにとっては、この保育所に預けたいとか、そういうのでなくても、もうその駅の近くにあるステーション保育に預けて電車に乗って仕事に行くと、また帰りは駅の近くの保育所から家に連れて帰るというふうなことでは、保護者にとってすごく便利というか、時間的にすごく緩和されるというふうなことがあるかと思うのですけれども、何か2台車を買ってするというふうなこともかなり予算もかかる、人件費もかかるというふうなことで、大変な部分はあるのかなと思うのですが、でもやはり希望の保育所に預けたいというふうな人の念願がかなうような、そういうふうなことでやっていただけるというふうなことは、それが本当に100%いいとか、やってみないとわからないし、それがいろんな賛否両論あるかと思うのですけれども、先ほどのまだ2カ所に預けている人もいるかもしれないけれども、わからないというふうなこともありましたので、その辺のところを待機者がゼロというふうなことが本当にそうなのかというふうなことを含めた中で、早くにこの調査をいろいろとしてやっていただければなというふうに思うのですけれども、その辺はことしはなかったというふうなことで、ことしはもうではいいのかなというふうに思われるのか、途中で出てきたらすぐスタートできるというふうなのか、その辺を最後にお聞かせください。

（福祉こども部長）保育ステーション事業に関しては、繰越明許で予算自体はもうこの予算がついております。この実施につきましては、先ほど申し上げましたように、繰り返しになりますが、実際に実施状況を調査したり、検討したりしながら結果を出していきたいと思っております。以上でございます。

（加藤）終わります。

(竹田) 議案の第50号から51号、52号に関してなのですが、そもそも保育とは何かということがすごく問われる中身が私はここに出ているというふうに思います。そういう点からいうと、保育士にかわって准看護師まで適用してもいいと、それは先ほどの説明の中にもあるありまして、地方から声が上がった。では、地方から声を上げざるを得ない状況の要因というのは何だというふうにお考えですか。

(保育課長) 慢性的な保育士不足というものがあると考えております。

(竹田) 慢性的な保育士不足という点からいうと、保育士の社会的地位というのはどのように考えておられますか。

(保育課長) 専門的な知識を持ってお子さんの発達を支援する重要な役割であると思います。

(竹田) という大事な役割を果たす保育士だということは執行部も認められていますが、では実際にいただく給料、その労働に見合った給料がきちっと保障されているというふうに考えておられますか。

(保育課長) 市の職員におきましては、市の給与の体系の中でお給料出ておりますし、それから民間におかれましては加算手当というようなものも出ているという……

(処遇改善の声あり)

(保育課長) 処遇改善加算というようなものも出ております。市としてはその加算で支援しているというところはございます。

(竹田) 公立の保育士については、きちっと社会的地位に見合った給料が保障されているということで今話されて、では民間については加算という形ですけれども、私の知っているある保育所の園長は総支給額が28万です。28年間働いた人が28万円の支給基準で、そこからいろいろ引かれると20万円そこそこになる。例えば公立の保育士不足も深刻ですけれども、来年度1人募集かけていますけれども、では公立の中で正規の保育士と非正規の保育士というのはどういう人数になっていますか。

(保育課長) 人数の割合でいいますと、正規に対して非正規の方が1.5倍の人数ということになっております。

(竹田) 鴻巣の中でも2.5倍も非正規が多いということは、先ほど保育士

の社会的地位という点からいうと、きちっと見合った賃金がないために、保育士になっても給料が保障されなければなり手がなくなりますよね。人間みんな生きているわけだから。そういう点からいうと、実際に保育士不足を生じさせているのは、社会的地位に見合った給料が保障されていないところから要因として出てくる、保育士不足になる、保育士不足を補うためにどんどん、どんどん規制緩和をして准看護師でもいいという論法になって、自治体はやむにやまれず准看護師にしてほしいというふうになっているというふうに私は考えますが、この点についてはどう受けとめられますか。

（福祉こども部長）保育士さんの処遇に合ったお給料の話から、実際には准看護師さんの配置については給与の問題から来るものではないかというふうなお話をいただきましたが、大変申しわけないのですが、鴻巣市では現在実際その実態をつかんでおりません。実際に准看護師が配置されているという情報も今のところはありませんので、先ほど、繰り返すにはなりますが、実際に処遇改善という形で民間の保育士さんへの給与の上乗せについては手当ををしている状況でございますので、これ以上につきましては私どもの見解を述べるのはどうかなというところでございます。

以上でございます。

（竹田）先ほど芝寄委員からも話があったとおり、保育士の意見を聞いたときに、いわゆる保育の質の問題があるのではないかと。私も実際に長い間保育の現場で働いた人のご意見を伺いました。「保育士の役割を何と心得るか」というふうに言われました。というのは、必須科目が全然違うわけです。その同じ必須科目が全く違って、看護師と准看護師というのは同じ科目でも学ぶ量が違う、単位が違う。そういう人たちで賄おうというところで、必須科目が保育士と看護師と全然違う。准看護師と看護師では今度は単位が全く違う。そういう中において、子どもの発達についてどう保障していこうと思っているのか。私は、これは保育の現場を知らない人の発想だと思っているのです。というのは、子どもを自分が見ているときにほかの人の指導をするのです。それが保育士の指

導のもとに准看護師が当たるといふふうになるわけでしょう。みんな保育士は子どもと本当に真っ正面から向き合っているときに、このことについてどうしましよかって話されたときに、本当にちゃんと言葉をもって通じて、その言葉をもって通じたこと、もったとしても具体的な行動になるということは全然違う次元の話ですよ。言ったから、そのとおりにできるというのは全然違う次元の話だから。そういう点からいうと、保育の質をどう高めていくかという本来の議論が私は必要だと思うのですが、これによって保育の質が高まっていくのか、子どもの成長が本当に保障されているということは明言できますか。

（保育課長）実はこの件に関しましては、公立保育所の所長にはお聞きしました。そうしましたら、公立保育所の所長の皆さんの考え方では、小さいお子さんのクラスに看護師の資格なり持った方が保育に入っていたほうが安心、安全であるというような考えがあるというのはお聞きしていますので、保育の質が下がるというふうにはうちのほうの公立の保育所の現場では考えていないというようなことになっております。

（竹田）オプションとしてのそういう配置ならいいと思うのですが、でも、保育士にみなすといふふうになると私は全然質が違ってくるといふふうに思います。そういう点からいうと、介護の問題もそうですけれども、本当にその人の専門性とか、そういうものをどう受けとめていくかというところでは今後検証されてくるといふふうに、実際の現場で起きてくるといふふうに思いますので、そういう点では責任は公立においては実施する鴻巣市、私立においてはその実施する長に責任があるといふふうになってくるのですが、そういう責任のとり方でよろしいわけですね。

（保育課長）そうですね。職員の配置等につきましても長の責任において行うということになります。

（竹田）続いて、時間外保育の問題ですが、今ちょっとそもそものことをお聞きしますが、少子化なのになぜ保育所に対するニーズがあると思いますか。

(委員長) 今のは、同じ議案でいいのですよね。

(竹田) 50号。

(保育課長) 共働き世帯が増加しているためと考えております。

(竹田) では、共稼ぎ世帯がふえる要因は何だと思えますか。

(保育課長) それは、各ご家庭のご事情によるところが大きいのではないかとと思いますが、社会全体でふえているということは、ご夫婦ともに働いて、それでお子さんを育てていくという家庭がふえているということなので、必要があって働くということになっていると思えます。

(竹田) 必要があって働くというふうにおっしゃいましたよね。必要があって働くということは、経済的に生活を成り立たせるために収入を得るために働く。ということは、今全体に若い世代のいわゆる貧困というか、経済的な大変さがあるわけですよ。ですから、そういう少子化なのに保育のニーズ、いわゆる働くために保育所に預ける、働くために保育所に預ける人にさらに時間外保育料を取るやり方で少子化の問題というのは解決できるということでこういう議案を出してきていると思うのですけれども、これが少子化対策になるとお考えですか。

(福祉こども部長) 大変申しわけないのですが、時間外保育料の条例化については3月の議会で案件として決めていただいた内容ですので、それに対するご質問についてはそのときにきちっと整理をさせていただいております。

以上でございます。

(委員長) そのようによろしくお願いします。

(竹田) わかりました。私はそのときいませんでしたので。上から傍聴してまいりまして、大変悔しい思いをしながら、採決の状況を見て悔しい思いをしていましたけれども。

では、この時間外保育、いわゆる保育時間を規定する、先ほどその規定以外の場においては時間外保育料をいただきましょうということですが、それによって、ではちょっと質問の仕方を転換しますけれども、この所定の時間を決めて、それ以外は自己負担ですというやり方によって一層鴻巣の子育て環境はよくなるというふうに考えられますか。



(福祉こども部長) 今回の27年4月の制度改正は、子ども・子育て支援法により、子育て環境を整えるための制度改正です。それにのっとりまして、現在条例等を整理した上で皆様に対応できるよう準備を進めておりますので、子育て環境を整えるための制度改正だと、事業を実施するための条例改正だと考えます。

(竹田) わかりました。執行部としては、それはそのとおりだというふうに思いますけれども、実際に前年度に比べて今年度のほうが特殊出生率下がっています。埼玉県は、全国平均よりもまた低いのです。ということを加味したときに、この制度を施行するに当たってそういう保育の環境も含めてよくなるということで、今よくなりますということが部長さんのお答えでしたが、それは後々に検証されるというふうに、だから来年以降こういう保育の制度をすることによって鴻巣においての出生率は上がるということに受けとめてよろしいですか。

(福祉こども部長) 現在福祉こども部で対応しております鴻巣市子ども・子育て支援事業計画において、27年度から31年度に向けてお子様をお持ちのご家族に対する支援をお子様が生まれる段階から逆に青年になるまでの間、それぞれの事業展開をさせていただいて子育てを支援してまいります。その結果、実際に出生率が上がるかどうかというのは私が保障するものではございません。ただ、実際には出生率もしくは子どもの人数をふやそうとする行政の立場というのは変わらないと思います。

(竹田) 先ほど時間外を使うかどうかわかりませんということで、ひまわりでは前後に6%と、鴻巣保育所は20%と、16%と説明がありました。ということは、さきの中で潮田委員がこの制度を使うことによって利用者にとってどういうメリットがありますかと言うと、利用者のニーズに応じて標準時間と短時間にしたというお答えですよね。では、実際に朝の7時から夜7時までやっているにもかかわらず、公立保育所においては8時半から6時半。でも、実際保育の開所時間は7時から7時。こういう利用者のニーズに応じた時間設定ですというけれども、そこに出ている人たちのニーズは自己負担をして保育所に預けるわけでしょう。時間外保育料を払って。そういうのを利用者のニーズに応じてというふう

な概念ではないと私は思っているのです。かつ、だから本当に朝7時からだ、夜7時までだったら、そのまんまそっくり時間外を取らずに、きちんと時間を決めないでいつでもどうぞというのが利用者のニーズに応じたやり方だというふうに私は考えますが、そこでは利用者のニーズとのギャップがあるのではないかとというふうに私は思いますが、どうでしょうか。

(福祉こども部長)先ほど潮田委員さんのご質問にお答えしましたのは、保育標準時間の11時間の時間設定を朝の7時半から夕方の6時半までに鴻巣市がした理由については、その時間帯を多く利用する方がいるので、その時間帯を逆に保育標準時間にすることで時間外保育に足が出てしまうような方になるべく少なくなるように設定をするためのニーズということでご理解をいただきたいと思えます。

(竹田)わかりました。では、利用者のニーズと、それから市との考え方の違いだというのがよくわかりましたので、そこは。そこに大多数が入るとのことでの考え方だということでもいいですね。

では、実際に子どもの成長にとって、きのうの本会議で菅野議員が、子どもがもっとこの子と遊びたいと言っているにもかかわらず、あなたはここまでだから、はい、帰りますって言って行く。子どもというのは、遊びを通じて成長するのです。さまざまな人間関係を培っていける。それが親の都合ではなくて、子どもがどういう発達が保障される環境をつくるかが私は本来の保育所の役割だというふうに受けとめているわけです。それをいわゆる行政の都合によって区分けるということそのものが子どもの成長にとってどうかということはどうのように検証されていますか。

(保育課長)まず、きのうのお話にあったお子さんが遊んでいるのに無理やり連れて帰るといような事例についてはなのですけれども、そのような事態というのはごくごく少数になるのではないかと考えておりますのは、朝7時から7時半まで恒常的に使う方が5分単位、3分単位、そういうことで急いで何かをしないということとはございません。月額ですので、朝7時から7時半までの方、6時半から7時までの方が月額で払

っていらっしゃる方をそんな急いでどうのということはないと思うのです。それとあと、8時間で設定されている保育短時間の方につきましては、いつもいつも必要があるような場合というのは標準時間認定にし直しますので、そうしますとそうやって急いで帰るといようなことをせつつかなければならないような事態というのは、ごくまれに短時間の方が急用ですとかあって10分、20分出てしまう、そういうような場合の申請の場合に該当するということですので、余り例はないと考えてはおります。

(竹田) では、子どもの成長にとってどうかというふうに私は聞いたのです。ですから、先ほど言って、例えば4時半までに帰らなければいけない子どもがいるけれども、友達と遊んでいて、遊ぶことが子どもにとっては成長の糧なわけ、人間関係を含むことも含めて。そうしたときに、はい、4時半だから帰りなさいと言えるのかということをお私に。だから、これをこの制度によって言うのですよということの意味するわけですね。

(委員長) 質問がわかりますか。いいですか。

(保育課長) 例えば4時半までというようなお約束で預けていらっしゃるお子さんが遊んでしまったというような場合に、突発的に5分出たから50円払うのかというような、そういうご質問ということによろしいですか。

(何事か声あり)

(保育課長) まず、保育所のほうでは、帰る時間になるとそれなりにそのお子さんが帰れる準備というのを事前に行っているということなので、またそういうぎりぎりになってという例も少ないのではないかなとは思っております。きちんと生活態度を身につけさせるということも保育の一環ですので、その中で帰る時間になったら帰るお約束で準備をするというのもなっておりますので、ごくまれな例になるかなとは思いません。

(委員長) 竹田委員、一応20分になりましたので、一旦ここでしめていただければと思います。

(竹田) はい。

(矢島) 50号から質問させていただきます。

7月1日からスタートということですが、例えばお子さんであったり保護者であったり、職員であったり、そういう人たちに何か混乱が生じるとか、影響があるとか、そういうことは何を想定されていますでしょうか。

(保育課長) 時間外保育を始めるに当たってですね。公立保育所8カ所の保護者会に伺いまして、説明会を行いました。また、その資料につきましても、全保護者に配付をしております。また、民間保育所におきましても、こういう制度がありますということを民間の希望があった保育園さん、2園だったのですが、そちらの保護者会に伺ってお話をしております。

また、園からは、独自にそれぞれ通知が出ています。

以上です。

(矢島) 次に、51号です。

先ほど平成26年地方からの要望によって法改正に至ったというようなお話がありましたけれども、何か理由があるから要望されたと思うのですが、どのような理由で要望されたのか、そこのところはわかったら教えていただきたいのですが。お願いします。

(福祉子ども部長) 要望の具体的な理由については、こちらのほうにあった通知の中にはございません。最終的には、26年度の地方からの提案に対する対応方針を27年1月30日の閣議決定を踏まえて実はこの省令が改正されたというご案内になっておりますが、結果的に言いますと准看護師さんをその配置枠の中に含めたということが結論でありますので、それを希望したというのが理由になるかと思えます。

(矢島) 法律改正までするような理由だと思っております。その理由がよくわからない、示されないというのはちょっと解せない部分はあるのですが、次に行きます。

単刀直入に、この法律改正で保育の質の低下というのは想定されるのでしょうか。もちろん低下をしないように努力するのは当然なのですが、

保育の質の低下というのは認識としてあるかどうかお答えいただきたいと思います。

（保育課長）今までも保健師、看護師が保育士としてみなしてもいいというルールのもとでやってきておりまして、特に問題は起きておりませんので、今後も准看護師が保育士とみなされても保育の質の低下が起きるとは今のところ考えておりません。

以上です。

（矢島）先ほどこのような施設が進出してきた場合に断れないというお話もありましたけれども、最低基準の引き下げですので、市としてもし保育の質の低下なり、そういう懸念材料があるのだとすれば市独自の最低基準を設けていくことも可能ではなかったのかなと思うのですが、今の答弁ですとそういう懸念はなかったということなので、考えなかったと思うのですが、念のためにお聞きしますけれども、より質の高い保育を行うために今回の法律改正はしないのだというような議論はされたのかどうか、1点だけお伺いします。

（福祉子ども部長）検討はしておりません。法律にのっとって改正をしております。

（矢島）以上です。

（竹田）保育ステーションの話が出ましたけれども、私は保育ステーションというのは子どもの宅急便だと思っているのです。先ほど2台の車でこうやって回るということは、まさに1つのところにお子さんを預けて、その後希望する保育所に運んで、宅急便の発想だからいけないな、何と表現したらいいのでしょうか、預かったお子さんを保育しながら届に行くというところで、私は小さいころから子どもというのは感性を磨く世代だと思っているのです。感性というのは、情緒プラス人間の理性が発揮されて初めて感性になっていくわけですが、そういう点からいうと信頼できる大人のもとで子どもがどれだけ育つか、6歳までの育ちがすごく大事って今言われていますが、そういう点から見て1カ所から次の箇所、次の箇所というのはやはり子どもの成長にとって自分が本当にその人を信頼できるかどうかと見分けていく時期にやっぱり大

人の都合でやるというのはいかがなもの、大人の都合というか、むしろ保育の足りないところをやむを得ず行政の側が考え出してこういう施策にしているというふうに思いますが、やはり施策とするならばきちっとした認可保育所をつくる、そして安心して預けられる保育士、プロパーとしての保育士を配置する、そこが本来の行政のやるべきことだというふうに私は考えますが、そういう私の考えはどう受けとめられるのか、最後お聞きしておきます。

(保育課長)認可保育所をふやすというのも一つの考え方だと思います。ただし、今回4月1日で待機が出なかった原因といたしますか、出なかったのは、公立保育所でも暫定的に保育室を1部屋ふやして受け入れをふやしましたり、それから民間保育所さんも定員をふやして下さったりですとか、あとは認定こども園さんがオープンをした、そのようなことで定員増が図られたことにより、保育所をつくらなくても済む状態に今年度なっております。また、来年に向けても認定こども園の準備が幼稚園さん2園で進んでおりますので、そういった中で認可保育所を1つ新設をするというようなことでなくても対応ができていくのかなというふうに思っております、それで今、保育ステーションについてもそのような状況があるものですから、ちょっと検討しているという状況になっております。

以上です。

(竹田) 認定保育園では、給食はどういうふうになっていきますか。

(保育課長) 自園で調理していらっしゃいます。

(竹田) 最後お聞きしますけれども、先ほど待機児童はいないというふうにおっしゃいましたけれども、埼玉県社会保障推進協議会のアンケートに鴻巣市が答えていただいた資料がありますが、そこにはいわゆる不承諾通知書をもらった児童数が36人。認可保育所に入所を申し込んだ児童数が1,550人のうち、不承諾通知書をもらった児童数が36人いると。自分の希望する保育所には入れないということで、おたく様は入れませんよということで36人いたということ。これは、基本的には待機というふうなことでカウントしないという理解でよろしいのか確認します。

(保育課長) 保護者の方のご希望でその保育所にしか入れたくないとい  
ってあきがない場合、それは申しわけないのですけれども、保護者の方  
のご都合ということになってしまいまして、待機というカウントにはな  
らないことになっております。

(竹田) 終わります。

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(竹田) 基本的には、この3本について反対をします。特に今雇用の問  
題では、若い世代の中でいわゆる非正規雇用が3割を超えています。女  
性の中でも5割近くが非正規雇用と言われる若い世代の経済状況がある  
ゆえに、保育所のニーズがふえています。ですから、さらにこの経済的  
に大変な子育て世代に保育の認定時間を決めて、それ以外は時間外保育  
料を徴収するシステムそのものに問題があるという点をまず1点指摘を  
します。

それから、2点目が、保育士は国家資格で、国家資格である保育士にか  
わって県知事の認可のもとで行う准看護師、そういう点からいうと、保  
育の質をどう保障するかという点で、子どもの育ちも含めて私は、これ  
から保育の質を高める努力ではなくて保育の質を下げるような内容の今  
回の条例改正になっています、そういう点では今少子化の問題が深刻に  
なっているときだけに、しっかりとした保育の質を高めて子育て世代に  
は経済的な負担を軽減するやり方に逆行するこの条例には反対をしま  
す。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありますか。

(なし)

(委員長) なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手にて行います。

初めに、議案第50号 鴻巣市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 鴻巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 鴻巣市特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時37分)



(開議 午前10時55分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第53号 鴻巣市介護保険条例の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。

(長寿いきがい課長) それでは、議案第53号 鴻巣市介護保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

国では、社会保障・税一体改革による社会保障の充実といたしまして、消費税10%への引き上げ分を財源といたしまして、介護保険料の低所得者に対する軽減強化というところを位置づけまして、公費を投入した軽減を実施することとしておりました。しかしながら、消費税10%への引



き上げが平成29年4月に延期されたことによりまして、8%分、それと10%分ということで2段階に分けての軽減の実施ということになりました。今回の条例改正につきましては、消費税8%への引き上げに対応しました第1弾の軽減強化分ということで一部を実施するものでございます。また、今後平成29年4月の消費税10%への引き上げを待って第2弾の軽減を行いまして、完全実施がなされる予定となっております。その時期が来ましたら、また再度条例の一部改正をお願いする予定でございます。

今回の介護保険料軽減強化の第1弾に対応しました平成27年度の国の当初予算の決定後に、平成27年4月10日に介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が公布、施行されましたことを受けまして、本市の介護保険料につきましても軽減強化を行うために介護保険条例の一部改正をお願いするというものでございます。

内容といたしましては、本市の介護保険料の所得段階区分10段階ございますが、このうちの最も所得の低い階層であります第1段階の方に対しまして、基準年額5万6,300円に乗じる割合を0.5から0.45に引き下げることによりまして、年額2万8,100円から2万5,300円といたしまして、介護保険料を2,800円引き下げるというものでございます。また、この軽減額に対しましては、国は2分の1、それから県と市がそれぞれ4分の1ずつ負担をいたしまして、全額を公費で賄うということになってございます。

簡単でございますが、以上でございます。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(田中) 今の説明を聞いておりますと、段階の軽減、低所得層のところの軽減枠ということだったと思うのですが、全体的な金額というのはどの程度になるのでしょうか。

(長寿いきがい課長) 影響の金額につきましては、今回の補正予算で上げているところなのですが、総額で1,116万4,000円の影響額とな

っております。その金額が保険料から減額されるという形になります。

(田中) 済みません。それで、国と県で半分ずつでしたっけ。確認なのですが、もつということの。済みません、ちょっともう一回お願いします。

(長寿いきがい課長) この影響額1,116万4,000円のうち、半分、2分の1が国の負担でございます。その残りの半分のうち、県がその半分、市がまたその半分を負担いたしまして100%ということで、全て公費という形になります。

以上でございます。

(田中) 以上で終わります。

(潮田) 今回の対象人数、対象世帯、全体からの割合と、その周知は特に行うのか、事務手続上にはどのぐらいの経費がかかるのか伺います。

(長寿いきがい課長) 対象人数につきましては、第1段階の方が4月1日の時点で3,987名でございます。その中で、割合でございますけれども、27年度の1号被保険者の計画の人数は3万660人を計画しておりますが、そのうちの大体13%程度というふうに考えてございます。

それから、事務的な経費につきましては、こちらにつきましても介護保険システムのほうで減額の部分に対応しますので、これからの賦課になりますが、通常の賦課と何ら変わるところはないと考えております。

以上でございます。

(潮田) 済みません。これ先ほど対象世帯というのも聞いたのですけれども、世帯は数字は出てきませんか。世帯と、あと周知は特に行うのか。そういった金額が上がったときには皆さんすごく過剰に反応しますけれども、安くなったときというのは、自己負担が少なくなったときというのは余り皆さん気がつかないかたりますのですけれども、特にそういったものは行うのかと、先ほどの通常の賦課という意味が、済みません。全くお金がかからないのか、どういうことなのか、説明をお願いします。

(長寿いきがい課長) 周知のほうでございましてけれども、例年保険料の通知書をお送りする前に広報等を通じまして保険料の額につきまして周知をいたしますので、その中であわせて周知をしていきたいと考えてお

ります。

それと、世帯数なのですが、世帯数につきましてはちょっと把握しておりません。あくまでも個人に賦課するということですので、世帯の把握はちょっと今のところしておりません。

それと、通常の賦課と比べてどうかというところなのですが、今回介護保険大きな改正がありましたので、それに合わせまして4月あるいは8月の賦課に合わせましてシステム改正の手続を今とっておりますので、その中で対応しますので、今回の全体的なシステム改修費がおおよそ200万か300万ぐらいだったと思うのですが、その中で対応できると考えております。

（潮田）今の説明によりますと、今回のこの改正によって全体のほうで200万かかるということなので、この条例改正、条例というか、自己負担が少なくなることにに関して経費が200万かかるということではないということでしょうか。

（長寿いきがい課長）はい、そのように理解しております。

（潮田）了解、オーケーです。

以上です。

（芝寄）27年度から29年度まで引き下げるということで、消費税の絡みと先ほどお聞きしたのですけれども、30年からはどのようになるのか。もし消費税が上がらなかった場合にはどのような形をとるのかというのをお聞きしたいのですけれども。

（長寿いきがい課長）基本的に保険料というのが3年間のスパンで計画を立てて決まりますので、今回の保険料につきましては27年から29年度までという形になります。30年度につきましては、また給付費のどのぐらいになるかというところを推計させていただきまして、またそれにあわせまして被保険者がどのぐらいの人数になるかというのも推計しまして金額を決定していくということになりますので、ちょっと30年以降については計画を立ててみないと若干わからないところがあるのですけれども、例年保険料下がることをごさいますので、また上がってくるのかなということは個人的には感じております。

それから、消費税の増税10%なかった場合についてということでございますけれども、基本的には財源がございませんので、今の8%部分の減免だけでいくのかなというふうに考えておりますが、ちょっと国のほうでどういう判断をするかわかりません。改めてまた別の公費を投入するかもしれませんが、その辺につきましては国の動向をちょっと見守っていきたいと考えております。

以上でございます。

(芝罘) 以上です。

(竹田) 単純な質問をしますが、今回は消費税が8%に上がった部分も含めて第1段階の人に減額、軽減されるわけですが、全ての国民は消費税8%払っていますよね。消費税は社会保障のために使われると言われて、そうかというふうにみんな払っているのですが、みんながその8%払っているのだから、軽減になぜならないのかしらというのが疑問なのですけれども。

(長寿いきがい課長) 確かに竹田委員さんのおっしゃるとおり負担は8%皆さんしていただいて、その中で社会保障に関する部分ということで、今回介護保険の部分については低所得者の保険料ということになっております。所得の高い方につきましては、どうしても社会保障という制度でございますので、所得を勘案した減額あるいは加算という形でさせていただきます。この辺ちょっとご理解をいただくしかないのかなというふうに考えております。今後10%にもしなった場合には、所得段階1だけではなくて2と3、世帯非課税のところ全てに対しまして消費税の財源を使って軽減がされるという予定でございます。

以上でございます。

(竹田) ぜひ要望してほしいと思います。みんなが8%払っているのだから、5%から8%に上がった3%分だけでもせめて、下がるとみんなが、ああ、還元されているなというふうにも実感すると思うので、ぜひ国に対しては、介護保険料のいわゆる4分の1、25%だけれども、その5%分については調整されているのですよね。財源としては、20%は確実にもらうけれども、5%分については調整されて来ているのですよね。だ

から、そういう点からいうと、ちゃんと満額を下さいということで、ぜひ私は国にいただくものは積極的にいただくように要請していただきたいというふうなことをこれは要望しておきますので、部長さん、よろしくをお願いします。

それと、第1段階の中には生活保護世帯も、生活保護を受けている人も第1段階に入っていますよね。何人くらいおられるのかお聞きします。

(長寿いきがい課長) 今回の第6期の第1段階といいますのが生活保護世帯の方と、それとプラスしまして住民税非課税世帯の方で前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方という方が今回第1段階という形になっております。それを合わせまして先ほどの3,987人だったと思うのですが、この中で内訳をちょっと押さえておりません。全体として第1段階という形で押さえておりますので、ちょっとその辺の数字がありませんので、この辺の数字をちょっと確認させていただきたいと思います。

(委員長) 以上ですか。

(竹田) はい、以上です。

(委員長) ほかに質疑はありますか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(潮田) 議案第53号について賛成の立場から討論いたします。

急速に超高齢社会に突き進んでいる我が国の状況は、医療制度や介護保険制度などの維持、存続さえ危ぶまれるほどまことに重要な局面に差しかかっております。限られた予算の中で給付の重点化と効率化のバランス調整が重要な課題となっております。社会保障と税の一体改革の中で、消費税率の引き上げによる増収分は年金、医療、介護、子育て支援など、

全て社会保障の充実に充てることとしております。今回の介護保険料の引き下げは、国と地方で約220億円の予算を確保し、所得が少ない65歳以上を対象に介護保険料を軽減し、保険料の軽減割合は50%から55%となります。低所得者の負担軽減策、一歩前進ということでございます。今回の対象となる方は、世帯全員が市町村民税非課税で、かつ本人の年金収入が年間80万円以下、また生活保護世帯、本市では3,987名ということでございました。当初の計画では、世帯全員が市町村民税非課税で本人の年金収入が120万を超える人、約1,040万人まで対象を広げる予定であったというふうに聞いております。これは、65歳以上の約3割に当たるというふうに聞いております。しかし、消費税率が8%から10%への引き上げが2017年4月に延期されたことに伴い、対象を絞っての実施であります。消費税10%となった段階では、軽減措置を強化し、保険料の軽減割合70%に拡大を目指すと言われております。低所得高齢者の介護保険料軽減については、公明党としても2010年2月に政府に申し入れをいたしました。公明党が社会保障と税の一体改革の中で進めてきたものでございます。低所得の方への自己負担軽減措置であることから、賛成いたします。

(竹田) そもそも消費税というのは、所得の低い人たちからも負担を強いる逆進性の強いものです。8%に上げることに納得している国民は多くはありません。しかも今回8%を払うようになったのは全ての人々ですが、しかし今回は第1段階の人の保険料の軽減になっています。本来8%を払うに当たって社会保障のために使われると言われていたのですが、その金額は全額ではありません。そういうことも問題がありますが、しかし2万8,100円から2万5,300円に下がるという点では了とするもので、今後消費税を上げることを前提にこういうことを本来はすべきではありません。全額消費税を上げるのだったら社会保障に使うべきであり、今、国会で議論されている安全保障関連法案をにらんで、国は5兆円も過去最大の軍事費を上げています。そういう点では、社会保障費が軍事費に使われることのないように願って本議案に賛成とします。

(委員長) ほかに賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第53号 鴻巣市介護保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号及び議案第55号の2件について執行部の説明を求めます。

(長寿いきがい課長) それでは、議案第54号 鴻巣市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、また議案第55号 鴻巣市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、関連がございますので、一括してご説明をさせていただきます。

この2つの条例は、もともと地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第2次の分権一括法でございますけれども、これによりまして介護保険法が一部改正されまして、地域密着型サービスの基準を国の省令に基づいて市町村の条例で定めることとされたことを受けまして、平成25年4月から市のほうで条例を定めまして施行されているものでございます。

議案第54号のほうでございますが、こちらは要介護1から5の方に対するサービスの基準を定めたもので、議案第55号につきましては要支援1及び2の方に対するサービスの基準を定めたものとなっております。それぞれ別の省令、基準となっていることから、条例につきましても2つに分けて制定をしているところでございます。

今回この条例の制定時に基準としておりました国の省令が改正によりま

して改められたことから、国の改正のように合わせまして、基本的には全て国の基準どおりに本市の条例の改正を行うものでございます。

それでは、対象サービスと主な改正内容について簡単にご説明いたします。議会運営委員会の請求資料ということでお渡ししているところもあるかと思いますが、改めてご説明させていただきます。

まず、議案第54号、地域密着型サービスの部分についてでございますけれども、こちらは先ほど申し上げましたが、要介護認定1から5の方に対しての7つのサービスとなります。最初1つ目といたしまして、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、こちらは改正点が3点ございます。まず、1点目といたしまして、オペレーターの配置基準等の緩和でございます。それから、2つ目といたしまして外部評価の廃止、それから3つ目といたしまして訪問看護サービスの提供体制の緩和。

それから、2つ目のサービスといたしまして、認知症対応型通所介護、こちらは認知症デイと呼ばれるものでございますが、こちらも改正点が3点ございます。1点目がリハビリテーションの基本理念を明示すること、それから夜間、深夜のサービスを実施する場合の届け出制など運営基準の厳格化ということでございます。3点目といたしまして、利用定員の拡大ということでございます。

3つ目のサービスといたしまして、小規模多機能型居宅介護、こちらは改正点が4点ございます。1つ目といたしまして、看護職員の配置要件、それからほかの訪問看護事業所等との連携の緩和を行うものでございます。それから、2点目といたしまして、地域との連携の推進を進めるための人員基準の緩和ということでございます。3つ目、登録定員等の拡大。4つ目といたしまして、外部評価の廃止ということでございます。4つ目のサービスでございますが、認知症対応型共同生活介護、こちらはいわゆるグループホームというものでございます。こちらには改正点が1点でございます。こちらは、ユニット数の拡大ということでございます。

続きまして、5つ目のサービス、地域密着型特定施設入居者生活介護、こちらは改正点が1点でございます。こちらは、法定代理事業の同意書



を廃止するというものでございます。

続きまして、6つ目のサービスになります。地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、こちらは小規模の特養でございます。改正点が1点。サテライト型特養の本体施設に係る要件を緩和するというものでございます。

7つ目のサービスといたしまして、複合型サービス、こちらは改正点が3つございます。登録定員の拡大。それから、2つ目は外部評価の廃止。3つ目としてサービス名称の変更。こちらが看護小規模多機能型居宅介護ということに変更になります。

地域密着型サービスにつきましては以上でございます。

次に、議案の第55号の地域密着型介護予防サービスのほうについてでございますが、こちらは要支援1、2の方に対してのサービスになりますが、こちらは3つございます。内容につきましては、先ほどの議案第54号の部分と重複いたしますが、認知症対応型通所介護、それから小規模多機能型居宅介護、それから認知症対応型共同生活介護、この3つのサービスになります。改正内容につきましては、54号のサービスと同様でございます。

以上が主な内容でございます。よろしくお願ひいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(田中) 地域密着型介護サービスが54号で、改正点が何点かありましたね。それと一緒にいいのですよね。55号のほうは介護予防のほうの地域密着型サービスの、こっちが改正点3点だったかな。ということで、介護予防のほうはいっぱいあり過ぎてしまってちょっと……

(何事か声あり)

(田中) 54号のほうはいっぱいあるのね。それで、精査しないとはっきりちょっとわからなかったのですけれども、どちらも申請するとその担当というか、訪問介護のところから人員というか、やってきていろいろ使えるサービスの説明をしていただけたらと思うのですけれども、今回の改正でも自分ではその指定というのはできないわけですね。指定。要

するにどういふサービスが受けられるといたらここというそのサービスに、自分の希望するサービスでなくて割り当てられたサービスの範囲内での利用しかできないというふうに考えてよろしいのですか。

(長寿いきがい課長) 介護保険サービス全般に言えることなのですが、基本的には介護度によりまして利用の限度額が決まっておりますので、その範囲内の中でケアマネジャーさんと相談をして、どのサービスが一番いいのかを考えながら、費用との相談をしながら使っていただくということになります。ただ、基本的にどの部分をこう使えとかというのは強制的な話ではなくて、ご本人様とご家族あるいはお身内、関係者の方とよく相談をしていただきながら必要なサービスを使っていただくということになろうかと思えます。

以上でございます。

(田中) 今回介護予防サービスの、予防支援1と2の方のサービスに関しましては有料の部分が多分ふえていると思うのですが、それはお支払いをすれば1回のところ2回行けるとかというのは今までどおり変わらないということで考えてよろしいのでしょうか。

(長寿いきがい課長) こちらは、介護予防の部分につきましても介護保険サービスの一つということでございますので、あくまでも要支援1あるいは要支援2の方につきましても利用の限度額がございますので、その中でこのサービスを使っていただくという形になります。それなので、その限度額を超えてしまうと、それにつきましても全て自己負担という形になってしまいます。

以上でございます。

(田中) 済みません。ちょっと質問の仕方が悪かったと思うのですが、前に1回だけしか使えない入浴なりというサービスがあったときに、お支払いを自分で自己負担をすれば2回使えるよとかというサービスの内容の変更というのはないわけですよ。今の説明だと、そういう有料でもないような話だったのですけれども、有料であれば2回使えるというふうに考えていいのですか。

(長寿いきがい課長) 介護保険制度の中で限度額が決まってくるので、

その中で使う分には1割負担ということで全て、9割は市のほうで給付させていただくのですけれども、その限度額を超えた中で、例えば1回使って限度額の中でしたと、2回使うと限度額を超えてしまいますという形になりますと、その2回目につきましては利用者の負担で、サービスの提供をする事業所と相談をしていただきながら自費で使っていただくという形になるかと思いますが、実際に自己負担全て見てやっていただけるかどうかというのはその事業所さんとの相談にもよるのですが、引き受けていただければやっていただける可能性はございます。

（田中）今までケアマネジャーなり事業者との話し合いの中で融通というか、限度額の範囲内で融通がきいた部分があったかと思うのですけれども、今後においてはその辺の縛りというか、使える範囲というのは限定をされてしまうというような改正になるのでしょうか。

（長寿いきがい課長）基本的には、その限度額の中で好きなサービスを提供していく形になるのですが、ただ逆に介護度によりまして制限されるサービスが若干ありますので、その部分についてはケアマネさんと相談をして、これはちょっと使えないですよとか、あとは市のほうに認めてもらえば使えますとか、その辺のちょっと例外的な部分もございますけれども、基本的にはその限度額の中でサービスをお選びいただいて使っていただくという形になるかと思いますが。

（田中）では最後に、要するにそんなに縛りをきつくするという事はないというように解釈してよろしいのでしょうか。

（長寿いきがい課長）基本的には、利用者に対しましての縛りを強くするというものはございませんので、今までどおりと変わらない使い方をさせていただけるということで考えております。

以上でございます。

（田中）了解しました。

以上です。

（潮田）議案第54号、これも上位法の改正によるものということで了解いたしました。ただ、この議運の資料のほうで出ております、あさひなケアステーション、現在これは休止をしているかと思いますが。定期巡回・

随時対応型訪問介護看護をやっていたときは補助金が出ていたかと思うのですけれども、補助金というか、国からだったかな、モデル事業としてなのか、たしかお金が出ていたかと思うのですけれども、それをやっていたころのサービス利用状況、また今後定期巡回・随時対応型訪問介護看護を市としてはどのように進めていく考えがあるのかをまず伺います。

（長寿いきがい課長）潮田委員さんご指摘のとおり、今休止をしておる状況でございます。昨年11月だったかと思いますが、突然、あさひなさんにつきましては県の指定するデイサービスですとかもやっておりますので、県のほうにも市のほうにもお話がない中で急遽休止という話がケアマネのほうからお知らせがありまして、その後の対応にちょっと追われた経緯があるのですけれども、これにつきましては今現在も休止の状況でございます。今後そこで関係していた、職員として働いていた者ですとか、あるいは運営をする上でいろいろ協力していた方が何人かおるようなのですが、その方たちが今後そこを引き継げるかどうかというところで今調整をしているというところの話は聞いております。ただ、実際にどうなるかというのはちょっとはっきりわかっておりませんので、今のところ確かなことをちょっと申し上げられないのですが、ちょっと動きがあるということは把握しております。

それで、補助金の関係なのでございますけれども、基本的にここができたのが24年だったと思うのですが、23年度に補助金を受けておりまして、国と県両方受けております。それにつきましても今後県とちょっと協議をしながら、その事業所自体がどうなるのかというところも含めまして、足並みをそろえてちょっと調整をしていきたいなと考えておりますので、ちょっと今のところは何とも申し上げられない状況でございます。それから、定期巡回について今後どうするのかというところなのかなと思うのですが、県のほうでは定期巡回につきましてはなるべく各市町村で1つぐらいずつ整備してくださいよということで準備を進めているところです。うちのほうでは、あさひなさんにやっていただいていたのですが、実際にどのぐらい使っていたかといいますと、ことしの1月の

把握の時点でほんの数名しか使っておりません。25年の実績から見ますと実績がなくて、夜間対応型の部分が年間で23件あったというようなところがございます。実際には夜間対応型から定期巡回に移行していった両方今やっているという状況だったのですが、ほとんど今使っている方がいなくて、逆にデイサービスのほうが当初何人かおりました、そちらをほかの事業所さんにご案内するということでちょっと苦労したところがあるのですが、何とかその部分についても解決しているという状況でございます。定期巡回型の今後については、県のほうの先ほどお話ししました1つずつというところを受けまして順番に考えておるのですが、なかなかサービスの周知と、あるいは利用者さんもそのサービスがわからないというところがございますので、ケアマネさんなどが集まる事業者連絡会でもいろいろ事業者同士で情報交換しているのですが、なかなかなじみが薄いものですから、どうしても利用のパイが広がっていかないというところがございますので、その辺も今後、また新たにやりたいという事業所が今後出てくる可能性もありますので、その中ではなるべく運営がしやすいような助言をしていければなどは考えております。そのためには、その市の今どういう状況になっているのかとか、そのサービスを利用する方がどのぐらいいるのかとか、その辺の状況を確認しながら情報提供をさせていただければなどは考えております。以上でございます。

（潮田）このあさひなケアステーションさんについては、当初夜間とか巡回型とかに手挙げした時点で、私はその時点でちょっと心配だったかな、まだスタートしたばかりの事業所だったかなというふうに思っておりました、休止という話を聞いて非常に残念でもありました。これまだまだ全国的にも、成功しているところも少しずつ出てきてはいるけれども、周知がやはり足りなくて利用者が少ないというのが状況だというふうには聞いておりますので、これ今後慎重にまた補助金等が無駄にならないようにしていただくようお願いをしたいと思います。

あとは、この議運の資料のところいただいたのは、これは小規模のほうになりますけれども、これ以外にも鴻巣市内に高齢者施設というのが

特養とか老健とかいろいろありますけれども、現在鴻巣市でのサ高住、今までだと余り行政とのかかわりがなかったけれども、住所地特例とかということが今年度から始まったということも含めて、サ高住とかが市内に今幾つあるのか。

あと、もう一点が、てねるとか新しいところが、特養がまた市内もふえましたので、現在の高齢者の入所の待機者数を教えていただけますでしょうか。

(長寿いきがい課長) サ高住の関係なのですが、基本的にサ高住というのが介護保険の特定施設という指定を受けますと介護保険のサービスの中で使える形になるのですけれども、指定を受けませんと逆に市のほうで把握するすべがございませんで、委員さんの方と市内を回る中であそこもできた、ここもできたというような情報を私どもも確認をしているという状況でございます。今後サ高住につきましては住所地特例という形になりますので、介護保険の指定を受けた場合には住所地特例という施設になりますので、鴻巣市にできた施設ですけれども、例えば北本から転入してきた方につきましては北本市のほうで被保険者として給付のほうへお願いいたしますので、逆に市のほうはそちらのほうは給付をしないという形になりますので、今までよりは市の介護保険の給付に関しては影響少なくなるかなとは思っております。

それから、特養の関係でございます。入所の関係でございますけれども、今27年の4月調査のものまだ県のほうから上がってきておりませんで、26年の4月のものになってしまうのですが、そのときの待機者が328名でございます。この中で、本当にほかの病院ですとかグループホームあるいは老健等に入っている方を除きますと174名の方が実際に在宅で待機しているという形になります。このうち、また今回の制度改正によりまして要介護1、2が特養に基本的に入れなくなりますので、その方が57名おりますので、その方を除いた部分が実際の待機者になろうかと思えます。これにつきましては、てねるさんが4月1日に100床オープンしましたので、そこの部分がまだ反映されておられませんので、てねるさんに確認しましたところ、大体6割程度鴻巣市の方が入るのではないかと

うようなお話を聞いておりますので、100人ですので、60人程度ここから入所できる方がいるということを想定しております。そういうことですので、若干待機者については少なくなってくるかなというふうに考えております。また、計画で29年の4月にもう一カ所100床オープンする予定でございます。特養は、だからこの6期の計画の中で200床ふえるという予定でございますので、まるっきり待機がなくなるということではないと思いますけれども、今までより若干改善していくかなというふうに考えております。

以上でございます。

（潮田）今の説明をいただいて、確認です。

特養とかは介護度3以上の方ですけれども、グループホームとかというのはそういったものがない、グループホームも当然高いわけですから、金額的に高いと思うのですけれども、グループホーム等はその介護度の縛りというのはあるのでしょうか。

（長寿いきがい課長）グループホームにつきましては、先ほどの地域密着型のサービスということで位置づけられておまして、市のほうが指定をしていく形になるのですが、基本的には要支援2以上です。要支援1の方は使えない状況です。それ以上の方、要支援2以上の方が入所できるという施設になっております。

以上でございます。

（潮田）そうすると、例えば小松の里さんとかというのは小規模のほうもあり、小松の里特養もやっけていて小規模もありとかとなると、小松の里さんとかはその中の利用によっては要支援2以上の方だったら大丈夫ということになるのでしょうか。

（長寿いきがい課長）小松の里さんで行っているサービスが小規模多機能型居宅介護とミニ、ちっちゃな特養というところでございますので、特養に関しては3以上という形、要介護3以上になりますので。ただ、ここにつきましては、定員は小規模の特養ということで定員が20人ということになっておりますので、その定員の中で地域密着事業としてやっていただくという形になっております。

小規模多機能につきましては、小松の里は、小規模多機能居宅介護というのはいろいろ通いのサービスですとか、あと訪問、それからお泊まりというその3つの部分を組み合わせて行っていくという、在宅から施設全部ひっくるめたようなサービスになっているのですけれども、これにつきましては登録の定員がございまして、それが今現在25人で、今回の改正で29人になるのですけれども、そこが25人で、通いが15人、宿泊が6人という定員で今やっているところでございます。

以上でございます。

(潮田) 済みません。先ほど1つ手前の質問でしたことの再質問になってしまうのですけれども、先ほどのサ高住の住所地特例の関係で、今後鴻巣市で住所地特例が適用されることによってその対象になる人というのはどのくらいいるというのはわかるのでしょうか。

(長寿いきがい課長) サ高住の施設にどこの市の方が一番多いかというのは、ちょっと統計をとったことがないので、なかなかわかりづらいかなとは思いますが、基本的に、私の感覚ですけれども、鴻巣市の方よりも都内の方とか、逆に鴻巣市外のほうから入ってこられる方のほうが多いのかなというような印象がちょっとございます。

以上です。

(潮田) そうすると、鴻巣市の介護保険のお金ではなくて、その前の住所地のでできるということになると、鴻巣市の負担が減るということになる。

(長寿いきがい課長) 減るというよりも、もともとかからないといえますか、鴻巣市の市民ですけれども、鴻巣市の介護保険の被保険者ではないという取り扱いになります。鴻巣市に転入してこられるのですけれども、介護保険の被保険者という管理の中では、転入前の保険者が被保険者として面倒見るといふ形になります。ちょっとわかりづらいのですけれども。

(潮田) 済みません。その適用は、現在もう既に入っている人ではなくて、これからの人についてということによろしいのでしょうか。

(長寿いきがい課長) これからというふうに理解しております。



(潮田) 了解しました。オーケーです。

55号について少しお聞きしたかったのですけれども、これも上位法の改正によるものなので、基本的には内容オーケーなのですけれども、先日認知症カフェ、スタートしたところ行ってまいりました。そこで、まだまだ周知不足かなという部分があって、予防という部分についてなのですけれども、全国あちこちで今進められておりますので、そういった先進事例に倣って、この前行ったときにはスタッフのほうのが断然多かったのです。その割合でいったら5対2ぐらい、もう本当にたくさんスタッフの方がいてくださって、第1回ということでもありましたので、今後こういった予防について周知というのをどのようにされていく考えであるかだけ1点お聞きします。

(長寿いきがい課長) 先日9日に認知症カフェ初めて行いまして、ご参加いただきありがとうございます。私もちょっと行きたかったのですけれども、逆に関係者が多いとちょっと相手がまた来にくくなってしまうのかということで、私ちょっと今回遠慮させていただいたのですけれども、周知のほうにつきましては十分に行っていきたいと考えているのですけれども、今回地域包括支援センターのほうへ委託してお願いしておりました。その関係で、PRにつきましても包括さんのほうにお任せしていたという部分がございます、市のほうが直接なかなかかわれなかったのですけれども、始まる直前ぐらいにお医者様ですとか医療機関のほうへちょっとパンフレットを張ろうということでお配りをさせていただきました。今後ちょっとその辺の関係する方が出入りしそうなところには積極的にPRをしていこうかなというふうに考えております。実際に今回は総合福祉センターで行ったのですが、行く行くは各圏域にもそれぞれ出て行ってそういうものができればなというふうに考えております。それなので、せっかく包括、圏域毎にございますので、そちらで場所等を今後検討していただきながら大きなものにしていければなというふうに考えております。

以上でございます。

(潮田) 以上で。済みません、ありがとうございます。

(加藤) 先ほどの話の中で、29年に特養がまたできるというふうなお話がありましたけれども、まずこれどこの場所にできるというふうなのもうおわかりでしたら教えていただきたいのですけれども。

(長寿いきがい課長) 29年の4月からの新たなオープンの特養というところでよろしいわけですか。

(加藤) はい。

(長寿いきがい課長) 一応県のほうに計画を提出済みで、県のほうで採択をいただきまして、今社会福祉法人の取得の準備を進めているところでございます。開発関係の協議ももう調うところでございます。場所的には、市役所の免許センターの通りのところにヤオコーがあるかと思っておりますけれども、その並びにできる予定でございます。

以上でございます。

(加藤) 以前にちょっと吹上地域の、あそこは小谷地域かな、そこに何かまた特養がみたいな話を聞いたことがあったのですけれども、それはでは全然、行政のほうで聞いているか、聞いていないのか、途中で中断してしまったのか。

(長寿いきがい課長) 小谷のほうで以前サ高住も含めてちょっと相談があったところなのですが、それ以降小谷については余り話が来なくて、今回大芦のほうで1つ話が来ておりました。昨年来ておりまして、その昨年の県の審査にお申し込みをいただいたのが小谷ではなくて大芦の部分と、あとそこの今回決定いただきましたヤオコーの隣の部分という2つの箇所でございます。小谷のほうについては、昨年の5月か6月ごろに一度関係する方がご相談に見えたのですが、結局県のほうには出さなかったということで聞いております。

以上でございます。

(加藤) それで、54号のほうも5号も同じなのですか、同じというか、改正の内容というふうなことでこの議運のときの資料にありますが、ここに利用定員の拡大という箇所が何か所かあるかと思うのですけれども、今要介護3からでない施設には入所できないというふうなことになっているわけですが、先ほど何かそんな数字が、待機者が

328名で、その中の実際ほかにいろんなところを利用されていることによって174名が実質の待機者というふうなことなのですけれども、実際に介護2とか、そういう方で入所している方だった方がその後また調査をした中でもっともっと軽くというか、介護1になったりとか何か、上がってしまった人の場合はいいのしょうけれども、そういう介護認定度が変わった方というふうな方が、今まだ年度始まりというか、あれなのですけれども、昨年の中でそういうふうな方っていらっしゃるのですか。やっぱりいろんな利用の仕方がこのいろんな改正の中で変わってきているわけですね。結局先ほどサービスがどうというのは、その介護の認定度によっていろんな内容があるわけですけれども、まずは施設が3以上でないと利用できないというふうなことが大きな内容に変わっているのかなと思うのですが、やっぱり重度の方が入りやすいというのはいい方向なのですけれども、実際いろんな家庭の事情の中で大変な思いで介護をされている家族もいらっしゃると思うのですけれども、実際その対象にならなくなってしまったというふうな方っていらっしゃいますかね。

（長寿いきがい課長）例えば特別養護老人ホームなんかの関係でございますと、介護度が改善するという方につきましてはほぼ、余りこういう言い方するとあれですけれども、なかなか改善していくのは難しいという状況でございますので、重くなるという方が大部分でございます。今回3以上の方が基本的には特養という形になりますけれども、既に入られている方につきましては入所可能ということで、そのまま施設入所していただけるという形になっております。

それから、グループホームなどにつきましても要支援2以上ということでございますので、重度の認知症の方が対象でございますので、基本的には認定が要支援2以下になるというようなことは想定はしておりませんので、基本的には入所している方が退所していただくような状況になるということは考えておりません。

以上でございます。

（加藤）では、今回の議案の内容が事業の人員とか設備及び運営に関す

る基準を定めるというふうなことですけれども、この54号、55号に対してもやはり設備及び運営というふうな内容であるかと思うのですが、これによって何か事業者も、また利用者が何か大きく変えなければならないというふうな内容というのがあるのですか。この改定によって。

（長寿いきがい課長）基本的にこの地域密着型サービスというのが、先ほども申し上げましたけれども、なかなか広まっていけないというところがございます。その中で、第6期、第5期からもそうなのですけれども、地域包括ケアシステムというところで、在宅でいつまでも長く元気でいられるというような、元気というか、生活いただけるような形を進めていくという中で、地域ケアというのを進めるところではこの地位密着型のサービスというのがやっぱりどうしても肝になると思います。これプラス、今回の29年4月に移行する新しい総合サービス、その部分の2つが基本的に地域ケアに対しての大きな柱になると思いますので、この部分をどうしても国のほうも広く、事業所さんが参入しやすいとか、効率が上がって運営しやすくなるというような方向でこういうような割と緩和の改正という形に持っているのではないかと理解しております。ただ、1点だけ厳しくなっているのがデイサービス、お泊まりデイというのが今介護保険外でデイサービス、デイに行きながらそのまま泊まってしまうというようなことをやっている事業所さんもあるのですが、それについて今までは市のほうに届け出がなかったものから、その部分については改めてちょっと厳格化して市に届け出をお願いするというような改正を、その点では1点だけ厳しくなっております。あとにつきましては、なるべく参入していただきやすいような方向で緩和をしていただいたというふうに理解しております。

以上でございます。

（加藤）では、以上です。

（竹田）済みません。いつも単純なことばかり質問していけないのですけれども、介護保険制度はそもそも家族介護から地域で支える、だからさっきの言った地域密着型という言葉で今出てきていますけれども、私は以前からそういうものだ、本来地域や社会全体で支えるために介護保

険料を払ってやるというのが介護保険制度だというふうに私は受けとめているのですが、今回あえて地域密着型介護予防事業とか地域密着型居宅介護支援事業とかといういろいろ言葉が出てきて、かつ介護保険制度は3年ごとにやっぱり見直しをされるたびに制度が複雑になってきますよね。こういうことは、先ほど田中委員が質問していましたがけれども、いわゆる申請をしたらケアマネが出かけて行ってこういう制度がありますよって説明するのですけれども、老老介護が圧倒的多数の中で、高齢者の皆さんが今回のまた新たな地域密着型、小規模多機能居宅介護とかって難しいことを話すのですけれども、どこまで理解できるのかなというのが非常に私は疑問に感じるのですが、どうなのでしょう。もっとわかりやすい言葉で説明できる部分ってないのでしょうか。あるではないですか。今GKとか、空気がない人、空気が読めないとね。よく言うではない。アルファベットであらわしているDAIGOさんのような方もいらっしゃるのですけれども、そういうもっと簡単になるような文言ってないのかしらというのが私の疑問なものですから。単純な質問ですけれども。

（長寿いきがい課長） ちょっとなかなかお答えしづらい質問なのですけれども、基本的には高齢の方に対して今回この条例で示しているような専門用語といいますか、サービスの専門用語になりますので、なかなかわかりにくいところではあるかと思いますが、これが今全国的な共通のサービスの名称という形になっておりますので、この部分については市で変えることによって逆に混乱するということもございますので、この条例ですとか、制度的なところについてはこういう形ではようがないのかなというふうに考えておりますが、実際にこの名前を変えたらどうだという話になるかと思うのですけれども、その辺につきましてもちょっと混乱をするということもありますので、できれば全国共通の中で話をとどめておきながら、ケアマネさんですとか包括の方たちによくかみ砕いて説明していただくというような方向をとっていきたいと考えております。

以上でございます。

(竹田) そういう点からいうと、議運で資料をお願いして今回54号と55号に関してわかりやすく、ご苦勞されたと思うのですけれども、資料をつくっていただいて、鴻巣市内ではどういう事業所があるかということをお聞きしていただくことによって、イメージとして、あっ、このところはこういうサービスをしているのだということがわかって、これは非常によかったなというふうに思っているのですけれども、そういう点からいうと今回の介護職員の配置要件と他の訪問看護事業所との連携の緩和というところでは、資料の中の議案の新旧対照表、ページ数が出ていない……介護職員が同じ敷地内だったら兼用することができるということだと思っておりますけれども、54号に関しては小規模多機能型居宅介護、それから55号に関しては同じく小規模多機能居宅介護の介護予防の部分で、訪問事業所との連携というところではこれは具体的にはどうなるのかちょっとお伺いします。

(長寿いきがい課長) 基本的には、先ほど申し上げましたとおり事業所さんの運営する中でなるべく効率がよいようにというところでの改正になっておるかと思いますが、先ほどの小規模多機能型居宅介護の看護職員の配置の関係ですと、看護職員が兼務可能な施設の事業所について、今までは併設する施設、事業所だけだったのですけれども、それを同一の敷地内にある事業所あるいは隣接する施設、事業所ということによって、併設だけではなくて同じ敷地にあるですとか、隣にあるですとか、そういうような事業所も含めたというところがございます。そこを兼務可能になるというところで、ちょっと条件を緩和したというところになるかと思っております。

以上でございます。

(竹田) それは、ことしから介護報酬が引き下げられましたよね。もちろん特養などは特別にありますけれども、全体としては介護報酬が引き下げられたこととあわせて関連があるのでしょうか。

(長寿いきがい課長) 基本的に介護報酬の議論の中でこの辺の改正点につきましてもお話があったものと考えておりますけれども、この辺の地域密着型のサービスにつきましても割と今後広めていくというような考

えの中でそれほど報酬を下げていないというか、例えば通常のデイですとかあの辺に比べると余り下げているというようなところがございますので、この部分については下がったという影響は余りないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

（竹田）そこで働く人にとれば、経営者にとれば同じ敷地内にいっぱい施設を建ててしまう。今までは、1つの施設にちゃんと配置しなさいというふうになっていたわけですね。この条例改正の前には。だけれども、敷地内であれば同じ、例えば介護職員とか看護師さんなどいけばいいよという緩和になるわけでしょう。ということは、同じ敷地内にいろんな施設をつくって、その人がいるからいいではないかということで人件費を削減というか、経営者にとれば人件費をうまく利用するという考え方になっていくのですけれども、でも1つのところにいたものを今度同じ敷地内のこっちにも行ってねということで、逆に働く人にとれば労働強化にもつながるのではないかというふうに私は考えますが、この条例によってはそういうこともあり得るのでしょうか。

（長寿いきがい課長）この小規模多機能型居宅介護事業所というのが訪問看護と組み合わせたサービスということでございまして、それを訪問看護をあわせた、併設している事業所が1つあります。それと、単独で設置しており、訪問介護を別の事業所さんをお願いしているというような事業所さんもございますので、ここの部分についてはあくまでも併設をしている事業所さんが1つの建屋として併設していたものが、今後は建屋ではなくて同じ敷地内にあるものについても認めましょうということです。同じ敷地内あるいは隣ですので、そこの辺は兼務も可能だろうという判断でこういう形にしているのだと思います。

以上でございます。

（健康づくり部長）今の人材の関係についてちょっと追加で。時間ですけれども、よろしいですか。

先ほどの今回の改正の意味合いですけれども、全体的には介護保険制度始まって以来の大きな改正なのですが、施設介護から在宅のほうへも介

護を移していきましようという中でのまず改正です。そういった中で、人材あるいは施設というものを有効活用していきましようという部分が出ているのだと思います。先日日本創成会議ですか、新聞報道ありましたけれども、介護人材については今170万人ぐらいですかね、それが2025年にはさらに80万人ぐらい要るのだというようなお話も出ています。そういった中では、さらに人材については有効に活用させていただく。施設の現在の経営実態とか運営実態を見た中での今回の基準の改正ということで我々は理解しております。実際に兼務が可能な部分あるいは設備についてもあわせて使うことが可能な部分、こういったものをちょっと基準の中で整理しているのだというふうに認識しております。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後零時01分)



(開議 午後1時00分)

(委員長) では、休憩前に引き続き会議を開きます。

(竹田) 済みません、ページ数が議案資料にはついていないので、ちょっと何ページと申し上げることできないのですが、つくっていただいた資料のところの中でいうと、議案の54号の中では82条関係、それから議案第55号では44条関係で、さっきの看護職員の配置要件や他の訪問看護事業者との連携の緩和という中との関係であると思うのですがけれども、先ほど保育のほうでも議論をしてまいりましたけれども、看護師または准看護師ということが配置基準の中に文言として加えられましたが、この准看護師となった背景というのは何かあるのでしょうか。

(長寿いきがい課長) 背景というところで特に把握はしておりませんが、看護職員に加えて准看護というところで職員の配置の基準を緩めたというところの理解でおります。

以上でございます。

(竹田) 先ほど保育の関係では保育士がなかなか集まらなくて、保育士不足を緩和するために看護師または准看護師というふうに、いわゆる自



治体からの要望もあって配置基準の中に加味したということが言われていますが、では実際に介護の現場では、その上にある介護職員、下にある看護師または准看護師という文言が出ていますが、介護職員の不足というのは通年的に言われていますけれども、仕事の割には、実際に介護職員というのは労働の割には賃金が低いというふうに言われていますけれども、そういうことも緩和するための准看護師という解釈でよいのかどうか確認をしたいと思います。

（長寿いきがい課長）竹田委員さんのご指摘のとおり、介護職あるいは看護職につきましては不足が言われております。介護につきましても将来を見越すともう何十万という形で足りなくなってくるという話をされておりますので、この部分につきましても市のほうでは不足しているというふうな状況把握ではございます。実際に今回のこの要綱のように、条例の改正につきましては、その不足する看護職を補うという意味もございまして、このような形で准看護師も入れたというふうな理解でおります。

以上でございます。

（竹田）私は、やることが本末転倒というか、さっきの言った介護の現場で働く人たちの介護報酬を引き下げてきている中で、1.2%は職員の給料に下さいという、そういう措置というか、そういう指示もありましたけれども、全体としてはまだまだ介護職員というのは労働の割になかなか人が集まらない。そういうときに、本来ならば介護職員の質を高める、安定した雇用にしていくためには介護職員に対する給料を上げるというのですか、報酬を上げるための措置をしなければならないというのが本来なのに、さっき言った介護士も足りない、そのために准看護師でいいわというふうにしてしまうと、ますますそこで働く現場の人たちは負の循環になっていくのではないかとというふうに考えるものですから、あえてお聞きをしているのです。ですから、本来ならば看護師という基準をきちっと備えておいて、そのために介護報酬を引き上げていくとかいう措置をしなければならないのに、先ほどから言っている消費税は上げたのに介護報酬を引き下げると、そういうことも含めれば、やってい

ることが私は本末転倒ではないかなというふうにはちょっと思うものですから、あえてここにこだわって質問をさせていただいているのです。実際に介護の現場では、こういうことによってサービスの質が落ちることのないようにしたいというふうには当然おっしゃると思うのですが、実際にはどうなっていくのか、ちょっとお考えをお示しいただきたい。

（長寿いきがい課長）今回の条例の改正につきましては、事業者側にとっての配置基準を緩めるというところで、なるべく職員の確保ができるようにという意味も込めてこういう形にしているのかと思いますので、その部分と介護報酬につきましてはちょっと別に考えさせていただくのかなという考えであります。介護報酬につきましても、今までも処遇改善ですとか、あるいは今回も介護職、介護の担当職員につきましては単価を若干上げさせていただいて、給料を少しでも上げられるようなという形で介護報酬の改定をさせていただいたかと思えます。今後その介護保険という仕組みの中で考えていく場合に、どうしても給付の部分がふえてくるということは介護保険料にはね返ってきてしまうということです。そことのバランスを考えながら国のほうでもその介護報酬を決めてきているのかと思いますので、その部分については確かに介護職については離職してしまう方も結構多いですので、その辺が今後改善されていくというところを私どもでも望んではおります。

以上でございます。

（竹田）最後介護職員の話が出ていましたけれども、離職も多いということですが、ここで示されている介護職員というのは、例えばヘルパーの資格を持っていることとか、介護福祉専門員とか、いろいろ介護職員という場合あると思うのですが、ここの中で言っている介護職員というのは、要件というのは何か規定されているのでしょうか。

（長寿いきがい課長）例えばそれぞれのサービスによって人員基準若干違っておるのですが、例えば小規模多機能ですと管理者を事業所ごとに配置する、常勤であること、いろんな決め事がございます。介護従業者については事業所ごとに以下の定員を確保するというようなこと

で、いろいろな従業員の数等の規定がございます。基準がございますので、それに従って配置していただくという形になろうかと思えます。

(竹田) では、最後にお聞きします。

指定小規模多機能型居宅介護事業者の中で、今までは25人の登録に当たっては18人以下という規定でしたが、今回は29人という登録で、それに当たっては18人利用定員となったのですけれども、この変わった要因とこれに該当する施設は、この説明の中でいうと小松の里とか、くすの木でいいのかどうか、そこだけ最後確認しておきます。

(長寿いきがい課長) 先ほどの小松の里、それからくすの木、こちらの2カ所の事業所が小規模多機能型居宅介護というところで今回の登録定員25人から29人にふえるというところの事業所として該当になっているというところでよろしいかと思えます。基本的に25人を29人にするというところで、その定員の基準は変わっていくわけなのですが、実際にそのほかに設備の基準ですとか、例えば面積の基準ですとか、その辺もございまして、そちらについては今までどおりでございますので、仮に25人定員のところで少し広い場所でやっていたところについては定員をふやせる可能性はございますけれども、基準どおりの面積でやっていたところについては、逆に言えば定員をふやせないで、29人までいけるけれども、現状25人までしかできないというふうな事業所も出てこようかと思えますので、あと逆に将来的にこの事業を始めたいというふうな事業所さんにとっては29人まで面積を確保すれば使えるというところで効率的な運営ができるような事業所さんがふえてくるかなというふうな把握しております。

以上でございます。

(委員長) ここで発言が求められていますので、さっき訂正がありましたね。訂正ではなくてあれですか。

(長寿いきがい課長) 先ほど竹田委員さんのほうから第1段階の3,987人のうちの生活保護の方は何人いるかというふうなご質問がございました。それちょっと保留させていただいたのですが、正確な数字がちょっと今出ませんが、約300人という形で今確認してまいりました。

以上でございます。

(委員長) それから、保育課長からあるのですよね。

(保育課長) 午前中の議案第50号から52号までの中で加藤委員さんからございました保育所入所児童のうち兄弟で別々の保育所に入所している件数でございますが、4月1日現在で1件でございます。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はございますか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(竹田) 今回の条例改正は、いわゆる上位法に基づく改正になりますが、今介護保険制度というのは、家庭からの介護から保険料払って社会全体で支えるということでこれまでやってきましたが、しかし今回の条例改正に見られるように施設から地域へということのもとに条例改正が行われ、その施設の基準とか配置の問題についても規制緩和が行われて、看護師だったものを准看護師にすると。今まで同じ施設内での配置基準だったものが同じ敷地内にするということでは、働く人たちの労働条件の問題を考えると本当に大変になっている実態が今の介護の現場にはあると思います。そういう点では、さらにそれを加速する内容の条例改正なので、反対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) 次に、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

初めに、議案第54号 鴻巣市指定地域密着型サービスの事業の人員、設

備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号 鴻巣市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時15分)



(開議 午後1時16分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、議案第60号 平成27年度鴻巣市一般会計補正予算(第1号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(潮田) では、済みません、今回そんなに多くないので、歳入歳出一緒でと思うのですが、14ページの健康ウォーキングポイント事業についてお聞きしたいと思います。

これが県のモデル事業とのことですので、対象者、周知方法、募集期間等、事業内容詳細、先ほど人数150人とかというのありましたけれども、血液検査等の実施方法等も含めてお願いいたします。

(健康づくり部参事兼スポーツ健康課長) 募集の方法ですけれども、広

報とかホームページ等は当然行いまして、あとスポーツ団体等にも声をかけますけれども、実施方法は9月ごろから150人を対象に、一堂に集めまして事業内容を説明し、そのときに血液検査等も受けていただいて、歩き方の教室だとか、月1回の食事指導、健康教室、そのようなものを開いて、半年間血液検査の結果を見て検証を行うために、最後の2月に再度身体検査をして、例えば太っている、メタボの方が半年ウォーキングしたらこれだけ体重が減ったとか、そのような検証をするような事業で考えております。

（潮田）この予算の中にたしか万歩計も入っているとかというのだったかと思うのですけれども、既にウォーキングをしていて、今万歩計を持っている方、もう携帯に今って入っていますから、そういうようなことをもう既に持っている方も多いかと思うのです。市が目指すこの事業は、参加者数をふやすことも大事だけれども、それ以上にやっぱり人もまちも健康というのを打ち出している以上、今までもやっていた方についても今回のこの予算の中からはどうしても目的としてこれに、既にやっている方は対象ではないというふうになるのかもしれないのですけれども、鴻巣市全体としての健康という意味では、既にもう挑戦をしていて万歩計も持っているような人たちも何か加わるようなこととかというのは考えていないのでしょうか。

（健康づくり部参事兼スポーツ健康課長）この事業で万歩計、歩数計を配る、歩数計のものはインターネットのほうにデータを落として150人でしたら150人の方が、氏名はわかりませんが、見えて、どのくらい私は歩いているかというのを検証できるようなシステムを考えております。今万歩計使って歩いている方のほうはその辺のデータのやりとりができないので、その辺の方は参加されて結構なのですけれども、別途万歩計を配る予定で考えております。

（潮田）健康に積極的に関心を持っていく人をふやすということが大事だと思いますので、そちらのほうも少し何か考えたほうがいいかなというふうに思います。これは、年齢対象とかというのはあるのですたっけ。

（健康づくり部参事兼スポーツ健康課長）今のところ年齢の対象はあり

ません。考えていないのですけれども、これから9月実施に向けて細かく検討していきますけれども、東京に勤めている方が全て参加できるとは思わないので、ある程度年齢高い方になってしまうかなという考えは今のところ持っています。

以上です。

(潮田) これ先ほどインターネットでデータをとるというので、毎日のをとる、1週間分のをまとめてとるとかではなくて、毎日のデータが発信されてデータになっていくというものになるのでしょうか。

(健康づくり部参事兼スポーツ健康課長) 1日1万歩運動という形でやりますので、毎日データを入れていただければ自分の順位的なものが、競争意識を働かせて順位的なものがあるという意味で計画しますけれども、その辺は1週間ためても入れられるのかもしれませんけれども、その辺はまだ細かくはこれから検討になると思います。

以上です。

(潮田) これは先ほどこれから検討ということでしたけれども、これについては委託ということで、どこかのこういった健康のことをやっているところに委託ということになるのでしょうか。

(健康づくり部参事兼スポーツ健康課長) そのプログラムの企画だとか、ウォーキングの歩き方の指導だとか、食事の指導とか、その辺は全て委託で考えております。

以上です。

(潮田) はい、わかりました。では、この健康ウォーキングはこれからをちょっと期待したいと思います。委託にしてしまうと、委託で丸投げになってしまっただけではいけないので、しっかりそこら辺の内容を、あちこちでやっているから、もうほかでやっているのと同じみたいな感じでそういう話を持ってこられて、それどおりにやってしまうのではなくて、ある程度鴻巣市独自の、独自というか、鴻巣市のカラーを出せるようにしていただきたいと思いますが、そこら辺は考えられるのでしょうか。

(健康づくり部参事兼スポーツ健康課長) 私もスポーツ課でウォーキングとか勧めていますけれども、事前に血液をとって半年間のデータをと

るという経験はないので、当然こちらにも興味というふうな言葉はおかしいですけれども、検証していくような考えで事業進めていきます。以上です。

（潮田）では、続きまして15ページの校種間連携推進事業、これは昨年の2学期のときに文教福祉常任委員会でも川里中に視察をさせていただきました。3小学校の児童が触れ合う楽しい授業風景でしたし、またまた見たのは英語の授業でしたけれども、非常にいいかなというふうに思いました。より多くの学校で実施していくことが望まれるのですけれども、やっぱり移動手段だとかを確認したいのと、昨年1年間での効果検証等、また今後の課題とかというものはどういったものがあるのかを伺います。

（学校支援課長）この事業につきましては、英語の教科化に向けての研究開発校ということで、先進的に現行の指導要領とは違うもので進めているところがございます。それを広めるために各小中学校の代表として授業見ていただくということで先生方には川里中学校へ足を運んでいただいたり、小学校まで足を運んでいただいたりしてその研究の成果をごらんになっていただいております。失礼しました。小学生につきましては、自転車での移動になります。担任の先生がつきまして、危険箇所を事前チェックしまして、安全に誘導しております。

（潮田）そうすると、川里地域の小学生は全員自転車を必ず持っているということになりますか。

（学校支援課長）はい、そのとおりでございます。

（潮田）これはモデル事業ということですがけれども、鴻巣市内で次にこういったことをほかの地域でも考えているというようなことはあるのでしょうか。

（学校支援課長）各先生方のプロジェクト委員会というのを組織しまして、その川里中学校区域で先進的に行っている英語教育を広めるということでパンフレットを作成したり、授業の指導案といいますけれども、授業の流れについて各学校に広めていく予定でございます。

（潮田）子どもたちからの声というのはどんなものが上がっているのか、



また保護者からの声とかもありましたらお願いします。

(学校支援課長) こちら研究をする上で保護者、地域、教員の声というのは大切ですので、アンケートをとってございまして、保護者につきましては、このような質問したところ、「お子さんは、学校の英語、外国語活動の授業を楽しみにしていますか」ということで、90%の児童が楽しみにしているというふうに保護者の方は答えております。教員につきましても、川里中学校一体で連携しながら進めておりますので、不安の部分はありますけれども、連携を図りながら英語教育を進めているところでございます。児童につきまして、これもアンケートの結果ですけれども、このような質問に対して、「あなたは、英語が使えるようになりたいですか」ということにつきましても95%のお子さんが使えるようになりたいということで、「外国語活動、英語が好きですか」という質問につきましても90%が「そう思う」「大体そう思う」ということで答えてございまして、この成果が確実にあらわれているものと考えております。

(潮田) 授業をやっぱり実際見てみたら、すごくいい授業だなということを感じました。特に3つの小学校が集まってやるのには、英語をツールとしてやるのにはすごくいい取り組みだなと思いましたので、ここのモデル校だけではなく、ほかのところでも進めることができるもの、地理的な関係もあるとは思いますが、ぜひともちょっとこれは鴻巣市としてもせっかく県のモデル事業を生かしていただいたわけで、今後市としても独自の方向でも進めるようにやっていただきたいというふうに強く願うものであります。

済みません、質問は以上です。

あと、16ページの図書館管理運営事業、これセカンドブックの部分ですけれども、これ昨年度からセカンドブックスタートいたしました。小学校1年生のお子さんを持つ親御さんからの喜びの声、私も実際聞いておりますけれども、そういったアンケート等も恐らくとっているかと思うのですが、やはりこれも子どもたちからの声、保護者から声、教員からの声、どのようなものが上がっているのかをまずはお聞きします。

(生涯学習課長) 大変保護者の皆さん、あるいは当事者である児童の方々

からは好評をいただいております。特に自分が選んで、自分だけの本をもらえたというのがかなりうれしかったような様子をご報告いただいたアンケートの中から見とれました。自分で読むだけではなくて、親に対して読み聞かせをしてくれているというような声もいただいておりますので、あと学校のほうも1年生の全員に1冊ずついただけたので、大変喜んでおりますということで、その後読み聞かせのボランティアの方にご協力をいただきまして、各クラスとも読み聞かせを実施したことで本に対する興味が湧いてきたというようなご意見もいただいております。

以上です。

(潮田) 今、子どもたちからもとてもいいという声があったということでありました。去年は第1回でありましたので、この実施期間とかも秋であったり、または本を選ぶ期間も非常に少なかったりということであったかと思えます。また、ボランティアの協力依頼等もちよっとばたばたとという感じがあったかなと思うのですが、提案させていただいた自分としては、これをできれば1学期のうちに子どもたちに本を選ぶチャンス을上げて、夏休みの間親子で会話をして本を中心に会話をするとかということが非常に大事だというふうに思っております。だけれども、ちよっと去年の場合はそういうふうにはできなかったわけですけれども、ことしの実施方法、本を選ぶことのできる期間、またボランティアへの協力依頼等はどのように計画をされているのか。

(生涯学習課長) 今年度の予定ですけれども、先日の校長会の席で各学校にはお願いをいたしまして、6月の下旬にはそれぞれの小学校のほうに選定をいたしました20冊の本を配付をさせていただきます。7月の1日から2学期に入りました9月の18日まで各小学校のほうでサンプルを展示していただくと。同様に市内の3つの図書館のほうにも同じように7月1日からサンプルの20冊を置かせていただきますという内容のご案内のほうを各ご家庭に学校を通じて差し上げたいというふうに考えております。ただ、子どもさんですので、例えば早目に何か選んで申し込みを早くしてしまいますと忘れてしまうというところがあるので、2学期

に入ってから選定した本を書いて出すものについては2学期になってから出していただくというふうな形をとってまいりたいと考えております。

それから、ボランティアのほうも学校を通じてコンタクトをとっていただきまして、早目に読み聞かせのほうもお願いをしたいということで学校のほうにお願いをしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

(潮田) 非常にいい取り組みになってうれしく思います。

ちょっと関連で、図書館というふうになっておりますので、確認です。図書館が指定管理になるに当たって、ずっと訴えていた学校図書の関係、これも昨年度からいろいろないい取り組みができていうふうに聞いておりますけれども、それについても今年度どんなふうに進めていくのかお願いします。

(生涯学習課長) 学校図書館のほうですけれども、指定管理者でありますTRC鴻巣グループのほうで、昨年度は学校図書館支援事業といたしましてモデル校として小谷小学校と赤見台中学校のほうに司書を派遣をいたしました。図書館の中の本の展示方法ですとか、見出しのつけ方ですとか、あるいは小学校では読み聞かせ等を行ってございまして、大変ご好評をいただいております。今年度、27年度につきましては、この対象校を12校にふやしまして、この4月からスタートをしたところでございます。

以上です。

(潮田) 済みません、12校というのの学校名お願いいたします。

(生涯学習課長) 学校名のほうが鴻巣東小、馬室小、田間宮小、笠原小、常光小、赤見台第一小、赤見台第二小、小谷小、共和小、鴻巣中、赤見台中、吹上中の以上12校になります。

(委員長) 時間になりますので。

(潮田) 時間になりました。

(委員長) では、いいですか、最後の質問。

(潮田) いいですか、あと1点だけ。

(委員長) もうあと1点ぐらいは大丈夫です。

(潮田) 1点だけ。済みません。

これどこになるのかわからないのだけれども、文化財マップの件がここでいいのでしたっけ。生涯学習課。済みません。歳入で文化財マップの件あったと思うのですけれども、歳出では今回のところには文化財マップの件は載っていないということでしょうか。

(生涯学習課長) 一般会計予算で、年度当初の予算で計上させていただいております。

(加藤) では、先ほど説明があったのですが、ちょっとよく理解できなかったもので、再度ちょっと説明お願いしたいのですけれども、12ページのところの住宅支援給付事業の歳入があって、ここでこれ歳出のほうになっているわけですが、これいなくなったので、このあれをなくしたということで減額補正をするということなのですけれども、もうちょっと詳しくこの支給をしていた、給付をしていたその内容で、それがどういふことでいなくなったのか、なくても大丈夫なのか、ちょっとその辺お聞かせください。

(福祉課長) それでは、12ページの住宅支援給付事業ですか、こちらの廃止についてご説明いたします。

こちらにつきましては、平成27年4月に生活困窮者自立支援法がスタートいたしました。この支援法に基づきまして、生活困窮者に対する従来からの事業を組みかえたり、あるいはつけ足したりして恒久的な生活困窮者に対する支援事業を開始するようになりました。そのために開始になった事業が生活困窮者自立支援事業の住宅確保給付金という新しい同様な住宅確保するための事業を開始したために廃止するものでございます。

以上です。

(加藤) わかりました。新しい事業の中でこれは対応をされているというふうなことでよろしいわけですね、これは。

それと、先ほど何か所でわかった内容はあるのですが、減額補正の中で二重になったので、二重になったのでというふうな減額補正がかなりあ

るのですが、国のほうの補助が来るから、一般会計計上したけれども、減額したというふうなこともわかるのですけれども、ブックスタートとか、チャイルドシートとか、次世代育成のこの関係とか、こういうのもやはり今と同じように国庫補助があったりとかというふうなことで二重の計上になっていたという理解でよろしいのでしょうか。

（こども未来課長）ブックスタート事業、チャイルドシート購入補助事業につきましても平成27年度の当初予算と二重になっておりまして、この事業費全体を減額するものでございます。一番上の次世代育成子ども・子育て支援事業につきましても、事業全体ではなくて、そのうちの子育てガイドブックの作成の印刷製本費が二重計上となっている関係から、減額をするものでございます。

以上です。

（加藤）でも、このチャイルドシートとかブックスタートって全く新規事業として27年度から始まったものではないですよ。でも、そういうことというのはあり得るのですか。

（こども未来課長）こちらは、26年度までも同様な事業を行っておりましたが、一般財源だけで対応しておりまして、今回この平成26年度は補正予算で繰越明許ということでそちらに同内容で事業を組んでおります。事業の安定化を図る面でも、こちらをその交付金の対象として位置づけをしたわけでございます。

以上です。

（加藤）その件につきましてもわかりました。

あと、16ページのところの先ほどの質問のあった中でいろいろと逆にお話が聞けたのですが、セカンドブック1年生にというふうなことで、そのせっかく上げた中で読み聞かせの人たちにいろいろとお願いをしてやっているというふうなお話があったかと思うのですが、まず各授業の中でこの読み聞かせの方たちに、もう本当に1年間の授業の中で読み聞かせの方にお願いをして読み聞かせをしていただいているという学校が鴻巣全体でどのぐらいあるのか、全てやっているのか、その辺ちょっとわかりましたら。

（生涯学習課長）読み聞かせにつきましては、各ボランティアさんに各学校のほうからお願いをさせていただいて、全校で行っていただいております。

（加藤）全校でやっているのですね。何か読み聞かせの方からの話ですと、例えば吹上地域の学校などは本当定期的にといいか、年間計画の中でやっていたのだけれども、今は授業の中ではなくなくなってしまって、朝の何タイムとかいう、そういうほんのわずかなところできりやらなくなった、ほかの学校はもう既にやらなくなったみたいな、そんな話を聞いているのですけれども、そんなことなく全校でそういう、いろんな内容は、いつの授業の中でやるかということ、その計画の中ではそれぞれの学校で違うかと思うのですが、逆に縮小されているようなお話聞いているのですけれども、そんなことはないのですか。

（生涯学習課長）授業の中でということではなくて、朝の時間を利用したりとか、それは各学校によってそれぞれ違ってくるかと思えます。ただ、全校でボランティアさんをお願いをして読み聞かせのほうは実施をしていただいているということでございます。

（加藤）では、あとはこれ確認です。

吹上小学校の改築事業の中の解体ですよ、ここに補正として載っているのは。これも二重になっているので減額補正ということですから、そういうことというのはもう事前に、こういう校舎の解体でそういう補助金が来るといいか、そういうふうなことというのは、そこに確定をしないとはっきりわからないものなのですか。

（教育総務課長）吹上小の校舎改築事業につきましては、校舎をまず改築するための補助金ということで、一連の事業の中で、まず先ほど言いましたように校舎をつくる補助金、それから解体するまでの補助金ということで、これだけが来ているという形ではなくて吹上小木造校舎の老朽化に伴う建てかえの一環の中の補助金という形の中で国のほうから補助金はいただいております。それで、当初27年度の事業ということで予定していたけれども、国のほうの補正予算の成立に伴いまして学校施設環境改善交付金ですか、そちらのほうにエントリーした結果、国のほう

の内定をいただけたという、そういう形であります。

（加藤）では、ちなみに休みを利用して解体するのかなとは思いますが、けれども、いつごろから予定されていますか。

（教育総務課長）現在、吹上小木造校舎の解体工事につきましては入札のほうの手続き中でありまして、業者のほうの契約のほうが恐らく6月末ごろには契約できるのではないかというふうに考えております。その後、請負業者のほうで工事スケジュール、解体スケジュールですね、それから学校の校地内という形になりますので、安全対策、出入り口、そういうものを、それから近隣住民への説明会も予定しておりますので、実際の着手に入るのが恐らく夏休みになってからではないかなというふうに考えております。事業の木造校舎の解体の完了につきましては、おおむね11月ごろということ現在考えております。正式な工程につきましては、業者のほうで正式に契約した段階の中で正式に工程のほうは決まってくると思います。

以上です。

（竹田）

住宅支援給付事業、先ほど生活困窮者の家賃ということですが、生活困窮者というまず概念、私も生活困窮って、私はないですけども、あった例は今まで介護の現場で働いていた正規の職員が、今経営が大変になって、一番年上の62歳の人に正規からパートになってくださいと言われて、給料が半分になってしまった、民間のアパートを借りていて、家賃を払うのも大変になって生活に困窮をしている、こういう人も生活困窮で住宅支援給付が受けられるのかしらというお尋ねなのです。

（福祉課長）新しく生活困窮者自立支援事業の中で住宅確保給付金が受けられる対象者ということなのですが、8項目ほど要件がございます。いずれの要件にも該当する方、全ての要件に該当する方ということなのですが、まず離職等により経済的に困窮して住宅喪失またはそのおそれがあるものと、また65歳未満であって、かつ離職の日から2年以内である方、また離職の日において世帯の生計を主として維持していた方、ほかにも細かい要件がございますが、主な点はこのような要件になっており

ます。

以上です。

（竹田）今全体に貧困率が16.1%というふうに言われていますよね。OECD諸国の中で比べても非常に高くなっているという中で、今の要件を全て満たさなければ生活困窮というふうにならないわけですよね。8項目。1項目だけ欠けていてもだめということだと私解釈したのですけれども。

（福祉課長）先ほど要件8つということにつきましては、住宅確保給付金を受けるためにはその8つの要件をクリアしていないと対象にはならないということで、住宅困窮者の相談事業とか、また別の事業がございますので、そちらについてはご本人が自分は生活困窮で困っているのだということでの相談、そういったことにつきましてはその今の要件とは異なりますので、相談のほうをお受けいたしております。

以上です。

（竹田）でも、今の住宅困窮に当たっても離職していること、65歳未満であること、2年以内であること、生計の主であると、まだ5つ、4つか、だけれども、8項目をクリアしなければいわゆる住宅困窮の給付対象にならないということは、非常に厳しいと私は思うのです。だから、給付を困っていたらいつでもどうぞという仕組みでないというふうにならんと私は受けとめたのですが、先ほども前年度で対象者もいなくなって新たな制度のもとでこういう制度になりますというふうなのですから、実際にこれまで対象者って、ご相談なんかはあったのでしょうか。

（福祉課長）現在、27年度から始まっております住宅確保給付金の実績ということでございますけれども、対象者が今現在1名ということでございます。要件につきましては、細々ほかにも要件ございますけれども、収入要件ですとか、資産要件ですとか、そういったことで、資産があったり、あるいは貯蓄があったり、そういった方については当然その資金を活用して生活も、住宅のほうも入手できますので、借りることもできますので、そういった方は一応対象外となっておりますということでございます。



以上です。

（竹田）わかりました。ということは、私が今話した女性の方で、62歳になる女性の方なのです。正規雇用だったのだけれども、経営が悪くなって、一番年長のあなたがパートになってと言われて、でもそのパートになったらもう収入ががた落ちになるので、次の職を探したけれども、今のこういうご時世でなかなかいいところがないという場合は、市役所の窓口に行って何とかありませんかと言ったら何とかなるようなご相談をしてくださるという解釈でよろしいのでしょうか。

（福祉課長）今回、生活困窮者の相談につきましては、鴻巣市につきまして総合福祉センターのほうに生活困窮者の支援センターの窓口を設置いたしまして、そちらで専門の相談員さん3名、こちらいらっしゃると思いますので、そちらで相談をお受けするという体制になっております。

以上です。

（竹田）わかりました。ということは、社協に行ってよくご相談してねと、鴻巣に来たけれども、社協に行ってねということの解釈でいいのですか。

（福祉課長）市では、その生活困窮者に対する相談事業を社会福祉協議会のほうに委託はしておりますけれども、もちろん生活に困っているということで生活保護の担当にご相談にいらっしゃる方もいらっしゃいます。そういった方につきましては、そのまま生活保護に該当しないような方で生活困窮者だということであれば、そちらの社協のほうに、こちらの社協の職員がこちらの市役所のほうに出向いて相談をお受けすることもございますし、またあるいは自宅のほうにお伺いして相談をお受けすることも、アウトリーチということもやっておりますので、そういった対応のほうをとっております。

以上です。

（竹田）わかりました。たらい回しはしないよと、責任を持って相談に応じますよということの今の対応であるというふうに解釈していいですね。おうちまで来てくださるとか、とにかく困ったら市役所に相談すれば、困ったときにおいでくださいねという今の福祉課長の対応はわかり

ましたので。困ったら、市民の方には市役所が親切に対応してくれるから相談に行ってねということは私も大いに広げていきたいと思っております。

（福祉こども部長）竹田委員さんのご質問に対して市役所がということの限定のお話がありましたが、委託をして、きちっと社会福祉協議会のほうに相談支援センターを設置しておりますので、市役所が受けないというのではなくて、生活困窮者支援相談センターを周知をしていきながら、そこにつなぐこともとても大切だと思いますので、そこに対しても重点的に行ってまいりたいと思います。

（竹田）確かに社協にはその窓口があるのですけれども、実際に社協でどういう内容で受けて、こういうふうに支援してやるようになった、特に今生活困窮という概念がどういうことかというところからもうちょっと教えていただきたいと思っているのですけれども。

（福祉課長）まず、生活困窮であるかどうかの概念につきましても、自分が食べるものにも住むところにも困っているのだということで、生活に困っているという自分からの申し出で生活困窮であると、特に細かい定義というのはございません。ですから、生活に困っているという自分で相談、そういった方については通常職を持っていなかったりする方が多いものですから、そういった相談をお受けしながら、一時的に社会福祉協議会の借入金ですか、そういったものをご案内したり、あるいはフードバンクのほうの食事を提供したりとか、そういったあらゆる社会福祉協議会や、あるいは市のほうのそういった既存の事業を使って、そういったメニューの中からその方にふさわしい事業が実施できるようにご案内するという相談事業を実施しておるということです。

以上です。

（竹田）一番困るのは、離職をして、もちろん食べるものがないということでは社協もいろいろすぐさま食べるものも提供してくださるので。私の知っている人もカップヌードルもいただいたり、いろいろなものをその場でいただいて帰って、非常に助かったというふうにおっしゃっていましたがけれども、それも含めて例えば住まいを探すときに住民票

がなければ一番だめですよね。住民票がないとだめだし、例えば生活扶助に重ねる場合に連帯保証人がないとなかなか家を、アパートを貸してくださるという条件ではクリアできないのですけれども、その連帯保証人がいるかないかでは先ほどの生活困窮の家賃補助の中ではどういうふうに運用されてくるのでしょうか。

（福祉課長）連帯保証人につきまして、住宅借りるときに必要なということありますけれども、団体で幾らかの保証料払いますと連帯保証人になってくれるという団体というか、そういったところがありますので、そういったところのご利用のほうをご案内していきたいというふうに考えております。

以上です。

（竹田）わかりました。とにかく今労働条件がどんどん、どんどん悪くなってきて、非正規雇用をふやす方向になっていきますよね。今本当に国会でも労働者派遣法でずっと生涯派遣にするような中身になってきているわけで、そういう点では一層私は生活困窮者というのはふえていく時代になってくるというふうに考えているわけです。そういう点では、国がやっていることは国もそういう方向だということも1つは認めていることだと思うので、ぜひ親切にやってくださるということおっしゃっていただきましたので、また困ったときにはご相談に乗っていただきたいというふうに思います。

続いて、健康ウォーキング事業ですが、今非常に健康に対する意識が高まってきて、陸上競技場などもたくさん歩いていらっしゃる。朝にとか、夜に行って歩いていらっしゃるのですけれども、1万歩歩くというのは相当の努力をしないと1万歩歩くというのはなかなか難しいのです。だから、その150人を募集に当たって、例えばこけてしまった、都合で何か1万歩歩けない日が事情として出る可能性もありますよね。そういう点も運用に当たってはもっと柔軟性があるものなのかということも1点と、それから歩く環境というのも非常に大事だと思っているのです。これから9月からだとまだまだ暑いですがけれども、1万歩歩く環境づくりのために、例えば陸上競技場の樹木を剪定して夜間歩く人たちのための

照明をもっと明るくするとか、そういうことは環境整備の中では何か考えておられるのか伺います。

（健康づくり部参事兼スポーツ健康課長）募集に当たっての広報の仕方なのですけれども、とりあえず先ほど言ったとおり広報だとかホームページ上げますけれども、150人ということで、目的は、変な話、不健康な方が半年間一生懸命歩いて、1万歩歩いて、それで健康になったという検証をとるような事業ですので……

（健康づくり部副部長兼健康づくり課長）毎日1万歩というのは、何が何でも毎日1万歩歩きなさいということではなくて、それができれば一番いいのですが、1万歩に近づけるぐらい歩きましょうという趣旨でございまして、それが5,000歩でも7,000歩でもという許容範囲は当然あると思います。ですから、1日休んだとか、体調によりまして当然そういうときもあると思います。それをやったからといってアウトだよということではございませんので、そういったことはご理解いただきたいと思います。

以上です。

（健康づくり部参事兼スポーツ健康課長）環境づくりのほうは、陸上競技場の整備、剪定とかもこの間行いまして対応させていただいているところでございます。

以上です。

（竹田）あえて陸上競技場のお話をお願いをさせていただいたのは、本当に今熱心に歩いていらっしゃるのです。もう今、日の出が、4時半になるともう明るくなるものだから、65歳過ぎる人はみんな元気で起きてしまうということで、朝涼しいうちに歩いてしまおうということもあると思うのですけれども、それとあわせてお勤め帰りの人とか、私のようにメタボで恥ずかしい人は夜こっそりと歩くというのもありますので、そういう点では、言われているのは、元気で歩いていたのだけれども、陸上競技場のトイレのそばで歩いていたら後ろから男の変なのが来て抱きつかれたと、すごく嫌な思いをしたという事例もあったのだそうです。ですから、本当にさっきの1万歩という、歩く人をふやそうという点で

は、より歩く人が安全に歩けるようにするためにも、あそこ一定程度確かに暗がりがあるって、せっかく照明灯があるにもかかわらず枝で遮られてしまっている箇所があるのです。それからあと、一生懸命歩いていたら10時5分前に消灯になってしまったということもありますので、10時に消灯するように、タイマーが多分ついているのだと思うのですが、10時にちゃんと消灯することと、安全に歩けるような環境をぜひ1万歩を機会に健康ウォーキングでちょっとお願いをしておきたいと思いますが、それは陸上競技場の管理は基本的には指定管理者にお願いしていますけれども、その費用についてはどちらが持つようになるのでしょうか。

(健康づくり部参事兼スポーツ健康課長) その費用で特に別途費用が発生するようなことはありません。維持管理の一環で指定管理者のほうに請け負ってもらいます。

以上です。

(竹田) では、ぜひそのことをお願いしておきます。  
最後に、吹上小学校の解体事業の補助金についてお尋ねをしますが、先ほどから解体の時期も含めて質疑されていますけれども、その後の建てかえも含めて、非常に木造で、私たちも何度か訪問させていただいて、しっかりした建物だったのですけれども、少し傾いて、ボールを転がすところころと行ってしまうという建物だったのですけれども、今後の解体後の計画についてお尋ねをしておきます。

(教育総務課長) 解体後の計画というのは。

(竹田) ごめんなさい。ちょっと済みません。

(委員長) では、まだ質問続けるということですか。

(竹田) そうです。済みません。今の間違っ、ちょっと私が間違っって解釈していました。失礼しました。

終わります。

(委員長) では、終わりでよろしいですか。

(矢島) 二重計上についてお伺いさせていただきます。13ページです。こども未来課だけではないのですが、この二重計上についてお聞きいた

します。

なぜこの継続事業を国からの交付金の事業に充てたのか、新規事業が組めなかったのか、その辺についてお伺いいたします。当然年度末大変お忙しい中での作業だったと思いますので、その辺は考慮しておりますけれども、どうして継続事業充てたのか、その件についてお伺いをいたします。

（こども未来課長）今回の国の交付金の趣旨に合致をしていた少子化対策、子育て支援というところで、こども未来課としてはこの事業を繰越明許の対応として交付金対象としたところがございます。

以上です。

（矢島）せっかく当初予算で獲得したにもかかわらず、ここで補正をして手放してしまうというのは何か惜しい気がします。何か別な事業を考えられなかったのか、その当時からもう半年近くたっているわけですので、市民のために、子どもたちのために何か有益な事業を考えられなかったのか、その点についてお聞かせください。

（福祉こども部長）今回、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づきまして3月の補正予算に組みさせていただいた予算を繰越明許として対応させていただきました。先ほど矢島委員さんのほうから当初に組んでいたのに、ほかの事業を組むべきではなかったかというご提案もありましたけれども、現在こども未来課の予算で今回13ページにございます次世代子ども・子育て支援事業の26万7,000円の減額補正につきましては、これは実は当初予算の一部の補正になってございます。最終的に繰越明許した事業は、この子ども・子育てのガイドブックを含む情報発信型子育て支援事業ということで、総額を835万3,000円として事業を展開してございます。これにつきましては、先ほど新しい事業ができなかったのかということのご指摘でございますが、子ども・子育て支援事業計画の中で情報等の発信の方法についていろいろ工夫したほうがいいのではないのかということの市民からのご意見、委員さんからのご意見等がございまして、この内容で今回事業を展開させていただくということで事業の新しい形を展開しております。内容から概略申し上げますと、子育てガイド

ブックにつきましても新しくデザイン化し、実際には印刷をし直す準備をする、それからきずなメールといたしましてお子様を妊娠した方へのメール発信の情報発信、それから子育て支援アプリということで、実際にはガイドブックを携帯電話を使って……

(スマートフォンの声あり)

(福祉こども部長) スマートフォンを使ってその子育てガイドブックを見られるようにするというふうなところも含めまして事業の展開を図っております。

以上でございます。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(潮田) 議案第60号に賛成の立場から討論いたします。

平成27年度鴻巣市一般会計補正予算(第1号)は、その多くが平成26年度一般会計補正予算(第7号)における国の補正予算第1号による地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、これは地方創生先行型であります。それ及び学校施設環境改善交付金による当初予算との二重計上による減額であります。先ほど議案第53号でも申し上げましたが、介護保険料の第1段階被保険者の保険料軽減のための介護保険特別会計繰出金の追加もございます。また、人もまちも健康を目指す本市が新たに取組む事業としてウォーキングポイント事業、夏期巡回ラジオ体操会等、市民の健康生活習慣をサポートする事業が盛り込まれ、市民の健康に配慮したものと考えられます。

以上の理由から、議案第60号 平成27年度鴻巣市一般会計補正予算(第1号)に賛成いたします。

(委員長) ほかに賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。採決は挙手で行います。

議案第60号 平成27年度鴻巣市一般会計補正予算(第1号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時21分)



(開議 午後2時39分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第61号 平成27年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第1号)について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(竹田) 先ほどから審議されている内容ですので、1点だけお伺いをしておきますが、介護保険料の特別徴収と普通徴収で、逆に言えば計算すればわかるというふうに思うのですけれども、2,800円分の差額分がここに出てきた数字になると思うのですけれども、普通徴収が何人で、特別徴収が何人になるのかということをお聞きします

(長寿いきがい課長) 普通徴収が343人、特別徴収が……失礼しました。特別徴収が3,244人、普通徴収が743人でございます。

以上でございます。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。なしでよろしいですか。

(なし)



(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第61号 平成27年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

これをもちまして文教福祉常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製につきましては委員長に一任願います。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後2時44分)

